

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—女系継承を認めてきた国の事例—
他言語論題 Title in other language	Systems of Succession to the Throne and Membership of the Royal Family in European Monarchies: Monarchies under Male Preference Primogeniture
著者 / 所属 Author(s)	山田 敏之 (Yamada, Toshiyuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 議会官庁資料調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	803
刊行日 Issue Date	2017-12-20
ページ Pages	01-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	ヨーロッパ君主国のうち歴史的に又は1963年以前の制度改正により、女系の王公位継承を認めていた5か国を取り上げ、その継承制度と王公族の範囲、特に既婚の王公女の地位を明らかにする。

- * 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲 —女系継承を認めてきた国の事例—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 議会官庁資料調査室主任 山田 敏之

目 次

はじめに
I 英国
1 王位継承制度
2 王族の範囲
II デンマーク
1 王位継承制度
2 王族の範囲
III オランダ
1 王位継承制度
2 王族の範囲
IV スペイン
1 王位継承制度
2 王族の範囲
V モナコ
1 公位継承制度
2 公族の範囲
おわりに

要 旨

- ① 歴史的に又は1963年以前の制度改正以降、同じ親族関係では男子が女子に優先するが、女子にも継承権を認める男子優先長子継承制を採り、現在は性別にかかわらず長子を優先する絶対的長子継承制に移行した英国、デンマーク、オランダ及び現在も男子優先長子継承制を採用しているスペイン、モナコを取り上げ、王公位継承制度及び王公族の範囲、特に既婚の王公女の地位を明らかにする。
- ② 英国では、歴史的に男子優先長子継承制が採られ、2013年に絶対的長子継承制に移行した。王女は結婚後も王族である。ヨーロッパの君主国の王公家では、王公族が外国の王公家又は自家以外の者と結婚することを禁止する対等婚制度があったが、英国ではすでに19世紀後半に王女が王公族でない国内の貴族と結婚し、結婚後も王族として国内に居住し、慈善活動や公益団体の後援の活動に従事していた。現在、王女は結婚後も国内に居住し公務に従事している。
- ③ デンマークでは、1665年に男系長子継承を原則とし、王家内に男系男子がいなくなった場合には女子・女系での継承を認める男系・女系長子継承制を採り、1853年に男系男子のみが継承する男系長子継承制、1953年に男子優先長子継承制、さらに2009年に絶対的長子継承制に移行した。王女は結婚後も王族であり、外国の王公族と結婚し外国に居住しているが、公務に従事している。
- ④ オランダでは、1815年のオランダ王国成立以後、男系・女系長子継承制が採られ、1963年に男子優先長子継承制、1983年に絶対的長子継承制に移行した。1890年から2013年まで3代続けて女王が在位した。議会の同意を得て結婚した王女は結婚後も王族であり、国内に居住し公務に従事している。
- ⑤ スペインでは、1713年から1833年までの男系・女系長子継承制が採られた時期を除き、13世紀から男子優先長子継承制が採られている。王女は結婚後も王族であり、国内に居住し公務に従事している。
- ⑥ モナコでは、15世紀以降、男系・女系長子継承制が採られ、これまでに2度女系による継承が行われた。1962年に男子優先長子継承制に移行した。公女は結婚後も公族であり公務に従事している。

はじめに

近現代のヨーロッパの君主国の王公位継承制度は、フランス、神聖ローマ帝国・ドイツ連邦・ドイツ帝国の諸邦とその影響下にある国が男系継承を原則とする制度を採ってきたのに対し、英国とスペインでは、歴史的に君主の第一子が女子で第二子が男子の場合には男子を優先するように、同一の親族関係では女子よりも男子を優先するが、女子にも継承権を認める男子優先長子継承制を採ってきた。デンマーク、モナコ、オランダも 1953 年から 1963 年の間に男系継承を原則とする制度からこの男子優先長子継承制に移行した。その後、これらの国のうちオランダ、デンマーク、英国は、男女平等化の一環として性別にかかわらず長子優先で継承する絶対的長子継承制に移行している。

本稿では、これらの英国、デンマーク、オランダ、スペイン、モナコの 5 か国を取り上げ、それぞれの国における王公位継承制度を、女系継承に関わる問題に留意してその変遷を含め概観するとともに、王公位継承権と密接に関係する王公族の範囲、特に既婚の王公女の王公族としての地位を明らかにする。

なお、このほかのヨーロッパ君主国 5 か国（スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン）については、別稿⁽¹⁾を参照されたい。

I 英国

1 王位継承制度

(1) 王朝の系譜

現ウィンザー朝は、ステュアート朝（イングランド：1603-1707、スコットランド：1371-1707、英国：1707-1714）の最初のイングランド王ジェームズ 1 世（James I, 在位 1603-1625、スコットランドではジェームズ 6 世（James VI, 在位 1567-1625））の女系の孫ハノーファー選帝侯妃ゾフィー（Sophie von der Pfalz, 1630-1714.6.8）を始祖とする⁽²⁾。ゾフィー妃はステュアート朝最後のアン女王（Anne, 在位 1702-1714.8.1）の次の王位継承権者に指名され（1701 年王位継承法⁽³⁾）、1714 年にゾフィー妃の死の直後、その長男であるドイツのハノーファー選帝侯ジョージ 1 世（George I, 在位 1714-1727）が英国王に即位し、ステュアート朝に代わりハノーヴァー朝（1714-1901）が始まった。以

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017 年 10 月 20 日である。

(1) 山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—近年まで又は現在、男系継承を原則とする国の事例—」『レファレンス』802 号, 2017.11, pp.1-27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10990713_po_08021.pdf?contentNo=1>

(2) ジェームズ 1 世から血縁関係を遡ると、イングランドでは、テューダー朝（1485-1603）、ブランダジネット朝（1154-1485）、ノルマン朝（1066-1154）を経て、9 世紀のウェセックス家の初代の王エグバート（Egbert, 在位 802-839）まで、スコットランドでは、ブルース朝（1306-1371）、アサル朝（1034-1286）を経て、アルピン朝（834-1034）の初代の王ケネス 1 世（Kenneth MacAlpin, 在位 842-858）まで至る。現王朝は 9 世紀以降のイングランド、スコットランド、英国の王朝と血縁関係がある（Jiri Louda and Michael Maclagan, *Lines of Succession: Heraldry of the Royal Families of Europe*, London: Time Warner Book, 2002, pp.11-39; “King of Wessex and England 802-1066.” The Home of the Royal Family website（英国王室ウェブサイト）<<http://web.archive.org/web/20120921001328/http://www.royal.gov.uk/pdf/wessex.pdf>>; “The Scottish Royal Dynasties,” *ibid.* <https://www.royal.uk/sites/default/files/media/stewart_family_tree.pdf>）。

(3) Act of Settlement (June 12, 1701) (12 & 13 Will. 3 c. 2)

後サクス＝コバーグ＝ゴータ朝（1901-1917）⁽⁴⁾、ウィンザー朝（1917-）⁽⁵⁾と王朝名は変わっているが、ジョージ1世国王の子孫が王位を継承している。

なお、子は父の家に属するとされているため、女性君主である現エリザベス2世女王（Elizabeth II, 在位1952-）の子の代になると王朝名が夫の家名に変わるかという問題があるが、同女王は、即位後の1952年4月9日に王家の家名をウィンザー、自らの子孫の姓をウィンザーとする布告をしている⁽⁶⁾。

(2) 王位継承法

(i) コモン・ロー

イングランドでは中世初期には王位継承は、最有力貴族から成る賢人会議の選挙に基づいていたが、その後、封建時代の王権が土地領主的な性格を持っているということもあり世襲制となった⁽⁷⁾。コモン・ローでは、土地に適用されていた封建制の相続規則が王位継承に適用になり、王位は、男子を女子に優先して、長子継承制と代襲制⁽⁸⁾により、国王の子に継承され、国王に子孫がない場合にはその最近親の傍系に行くという男子優先長子継承制が採られていた⁽⁹⁾。

国王に女子しかいないとき、後に男子が生まれた場合に、その男子が優先されて法定推定継承者（Heir apparent）⁽¹⁰⁾（王太子）となるため、国王の長女は法定推定継承者（王太女）ではなく、推定継承者（Heiress presumptive）⁽¹¹⁾として扱われてきた。しかし、後述の2013年法により、性別にかかわらず長子が法定推定継承者となることになった。

(ii) 2013年改正法

議会では1981年以来、王位継承における男女平等化を図る法案が議員により何度か提出さ

(4) ヴィクトリア女王（Victoria, 在位1837-1901）の夫アルバート王配（Albert, 1819-1861）がドイツ連邦の領邦の君主の家柄であるザクセン＝コーブルク＝ゴータ公爵家の公子であり、子は父の家に属するとされているため、長男エドワード7世国王（Edward VII, 在位1901-1910）が1901年に即位した際にサクス＝コバーグ＝ゴータ家に家名を変更した（“The Royal Family Name.” The Home of the Royal Family website <<https://www.royal.uk/royal-family-name>>）。

(5) ジョージ5世国王（George V, 在位1910-1936）が第一次大戦中の反独感情から1917年7月17日の布告（*London Gazette*, no.30186, 17 July 1917, p.7119）でドイツの称号の使用を停止し、王家の家名もウィンザー（Windsor）に変え、ウィンザーをヴィクトリア女王の男系子孫の姓と決めた。

(6) *London Gazette*, no.39513, 11 April 1952, p.2013. 1960年2月8日には再考したとして、家名には変更はないが、敬称・称号を与えられていないため姓を必要とする自身の子孫の姓を夫のフィリップ王配（Philip, 1921-）の姓と合成したマウントバッテン＝ウィンザーに改めることを布告している（*Supplement to London Gazette*, no.41948, February 5, 1960, p.1003; “The Royal Family Name,” *op.cit.*(4)）。フィリップ王配は、ギリシャ王子を父とするが、英国に帰化した際にギリシャ王子の称号を放棄して、母方の姓マウントバッテンを姓とした（“Greek Prince Now Subject of Britain,” *New York Times*, March 19, 1947）。

(7) *Halsbury's Laws of England*, 5th ed., vol.29, London: LexisNexis, 2014, Para.8, p.5.

(8) 代襲制とは、継承者が継承開始前に死亡しているときに、当該継承者の直系卑属が当該継承者と同一順位で継承者となる制度。

(9) *Halsbury's Laws of England*, 5th ed., vol.20, London: LexisNexis, 2014, Para.42, p.56. 封建制の長子相続の財産法では、男子の相続人がおらず、女子の相続人が複数いた場合には、女子は年齢にかかわらず、法的に平等に父親の財産を共同で相続するとされていた。1952年にジョージ6世国王（George VI, 在位1936-1952）が死去した際に、エリザベスとマーガレットの2人の王女がいたため、この法の適用が問題となったが、マーガレット王女やその代理人から共同主権の主張もなく、継承委員会はエリザベス王女を唯一の女王とし、英国議会がこれを承認した（House of Commons, Political and Constitutional Reform Committee, *Rules of Royal Succession: Eleventh Report of Session 2010-12*, HC1615, London: Stationery Office, 2011, p. EV10）。

(10) 法定推定継承者（Heir apparent）とは、国王より長く生きれば王位を継承する者をいう。

(11) 推定相続者（Heir presumptive）とは、その時点で国王が死亡した場合には王位を継承するが、それ以降に自身より継承順位が先の者が生まれる可能性がある者をいう。

れてきたが⁽¹²⁾、可決には至らなかった。労働党ブレア (Tony Blair) 政権 (1997-2007) は、王位継承制度の改革は、多数の関係法令の改廃を伴い、英国女王を君主とする英連邦王国 (Commonwealth realms) の議会の同意を必要とする⁽¹³⁾複雑な作業を行わなければならない、また、他の大きな憲法問題を提起することにもつながるため、取り組む計画はないとしていた。しかし、ブレア政権の後を継いだ労働党ブラウン (Gordon Brown) 政権 (2007-2010) は、一転して王位継承制度の改革をマニフェストに掲げ積極的な姿勢を示し、続く保守党キャメロン (David Cameron) 政権 (2010-2016) もこれを引き継いだ⁽¹⁴⁾。

2011年10月28日にオーストラリアのパーズで開かれた英連邦王国16か国の首脳会議において、絶対的長子継承制への移行とカトリック教徒と結婚した者を王位継承権者から排除する法規定の削除に関する改正を行うために各国で必要な措置を取ることが合意され、2013年12月13日に政府は王位継承法案を議会に提出した⁽¹⁵⁾。法案では、①パーズで会議のあった2011年10月28日以降に生まれた者について王位継承における男子優先を止め、性別にかかわらず長子が優先すること (第1条)、②カトリック教徒との結婚により在位と王位継承の資格を失うとしていた欠格事由を撤廃すること (第2条) が規定された。政府は、①についてはヴィクトリア女王とエリザベス2世女王という偉大な女王の国であり、女性が政府の長を務めてきた英国において、未だに男子優先に基づく継承法が法律集に載っていることは我々の社会にふさわしくなく、世界に誤ったメッセージを発していると改正の趣旨を説明し⁽¹⁶⁾、②については、君主と王位継承権者はプロテスタントでなければならないが、配偶者の宗教についてはカトリック以外は欠格事由となっていないことを改正の根拠とした⁽¹⁷⁾。

法案は2013年4月25日に2013年王位継承法⁽¹⁸⁾として成立したが、英国国王を君主とする16か国から成る英連邦王国においても同時に適用するという上記のパーズ会議の合意⁽¹⁹⁾により、英国以外の15か国で国内法整備が終わった後の2015年3月26日に施行された⁽²⁰⁾。

(12) Department of Information Services, "Attempts to amend Crown Succession," *Parliament Information List*, SN/PC/04663, 19 March, 2015. 1981年12月にマイケル・イングリッシュ議員 (Michael English) (労働党) により提出された王位継承法案 (Succession to the Crown Bill, House of Commons Bill, 19, 1981-82) が最初のもの。

(13) ウェストミンスター憲章 (Statute of Westminster 1931 (22 & 23 Geo. 5 c. 4)) 前文に王位継承に関わる法改正には現在の英連邦王国の前身に当たる各自治領 (Dominions) 議会の同意が必要と規定されていることから、この改正に当たり各英連邦王国議会の同意を求めることが法的に必要か否かについては議論があった。いずれにせよそれぞれ主権を持ち、国によっては王位継承規則の改正について独自の国内法上の措置を必要とする英国以外の15の英連邦王国との間で調整が必要とされた (Paul Bowers, "Succession to the Crown Bill 2012-13: Bill No. 110 2012-13," *Research Paper*, RP12/81, 19 December 2012, pp.8-9)。

(14) *ibid.*, pp.5-6.

(15) *ibid.*, pp.6, 13.

(16) House of Commons, *Hansard*, 2 January 2013, columns 209-210. [www.parliament.uk website <https://publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm130122/debtext/130122-0002.htm>](http://www.parliament.uk/website/publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmhansrd/cm130122/debtext/130122-0002.htm)

(17) *ibid.*, column 215. この法案では、これ以外に1772年王室結婚法 (Royal Marriages Act 1772 (12 Geo. 3 c. 11)) によりジョージ2世 (George II, 在位1727-1760) の子孫 (外国の家族と結婚した王女の子孫は除く。) は君主の同意がなければ結婚することができないとしていたのを、同意を得る必要がある者の範囲を王位継承権の第6位までに限定した (第3条)。該当者が数百人に上り、その多くはこの要件を知らず、女王との親族関係も希薄である実効性のない規定であったことを改正理由とした (*ibid.*, column 208)。

(18) Succession to the Crown Act 2013 (2013 c.20) 条文の邦訳・解説として河島太朗「イギリスにおける2013年王位継承法の制定」『外国の立法』No.258, 2013.12, pp.12-21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8382748_po_02580003.pdf?contentNo=1> がある。

(19) House of Commons, Political and Constitutional Reform Committee, *op.cit.*(9), p.5.

(20) Succession to the Crown Act (Commencement) Order 2015

(iii) 王位継承権者

王位継承権者は、1701年王位継承法により、ハノーファー選帝侯妃ゾフィーのプロテスタントの子孫全てである⁽²¹⁾。家系学者などの調査によると現在5千人を超える王位継承権者がいると見られている⁽²²⁾。

2 王族の範囲

(1) 王族の定義

王族 (the Royal Family) の厳密な法的な定義はなく、称号、敬称などの特権を有し、特別なコモン・ローや制定法に服している国王・女王の一定の親族を指して使われている⁽²³⁾。

以下に述べるように称号・敬称を与えられている王族が公務を行い、公務を行っている王族に歳費が支給されている。なお、王位継承権との関係では、王位継承順位の最上位の者は王族であるが (図1参照)、王位継承権は王族以外も有している。

(2) 称号・敬称を与えられる王族

女王・国王、王妃、王配⁽²⁴⁾以外に、

- ① 国王・女王の子⁽²⁵⁾、国王・女王の息子の子⁽²⁶⁾及びウェールズ公 (王太子) の長男の長男は、それぞれ王子・王女の称号と殿下の敬称を保有する⁽²⁷⁾。
- ② ウェールズ公の長男の子は、王子・王女の称号と殿下の敬称を保有する⁽²⁸⁾。
- ③ エリザベス王女とフィリップ エディンバラ公爵との間の子は、王子・王女の称号と殿下の

(21) 2013年改正法によりカトリック教徒と結婚した者にも継承権が認められるようになったため、王位継承権者が増加した。ケント公爵家のマイケル王子 (Michael of Kent, 1942-) (図1参照) は妻がカトリック教徒であったため、1978年に結婚により王位継承権 (当時第18位) を失ったが、2013年王位継承法により権利 (当時第43位) を回復している (“Marriage and Family.” Prince Michael of Kent website (マイケル・オブ・ケント・ウェブサイト) <<http://www.princemichael.org.uk/the-prince/marriage-family/>>)。

(22) 例えば、David Lewis, “Persons eligible to succeed to the British Throne as of 1 Jan 2011.” <<https://web.archive.org/web/20170323213348/http://www.wargs.com/essays/succession/2011.html>>

(23) *Halsbury’s Laws of England, op.cit.*(7), Para.29, p.18.

(24) 称号は個々の例で異なり、ヴィクトリア女王の王配のアルバート公子には1857年 (結婚は1840年) に Prince Consort の称号が与えられたが、エリザベス女王の王配のフィリップ・マウントバッテンには、1947年の結婚時にエディンバラ公爵という貴族の称号と殿下の敬称、1957年に Prince of the United Kingdom の称号が与えられた (*ibid.*, Para.30, p.19)。なお、女王と王妃は同じ Queen の称号と陛下 (Her Majesty) の敬称が与えられ、統治 (Regnant) と配偶者 (Consort) の語を補うことで、Queen Regnant (女王) と Queen Consort (王妃) が区別されるが、王配には King の称号も陛下の敬称も与えられない。これは他のヨーロッパの君主国でも同様である。

(25) 英国には王太子・王太女という称号はなく、国王・女王の長男にはウェールズ公等の称号が与えられる (*ibid.*, Para.32, pp.21-22)。

(26) エリザベス2世女王の三男エドワード王子 (Edward, 1964-) の長女と長男には、殿下の敬称による負担を負わせたくないというエドワード王子夫妻の思いから、夫妻の結婚時における女王との取決めにより、殿下の敬称が与えられていない (Buckingham Palace, “Title of HRH the Prince Edward,” 19 June 1999. Government News Network website <<https://web.archive.org/web/20070517052409/http://www.gnn.gov.uk/Content/Detail.asp?ReleaseID=28257&NewsAreaID=2>>; “Royal Family tree and line of succession,” *BBC News*, 4 September 2017. <<http://www.bbc.com/news/uk-23272491>>)。長男は代わりにエドワード王子が保有している貴族の称号セヴァーン子爵を使用している (自身の称号ではなく、儀礼的称号という)。

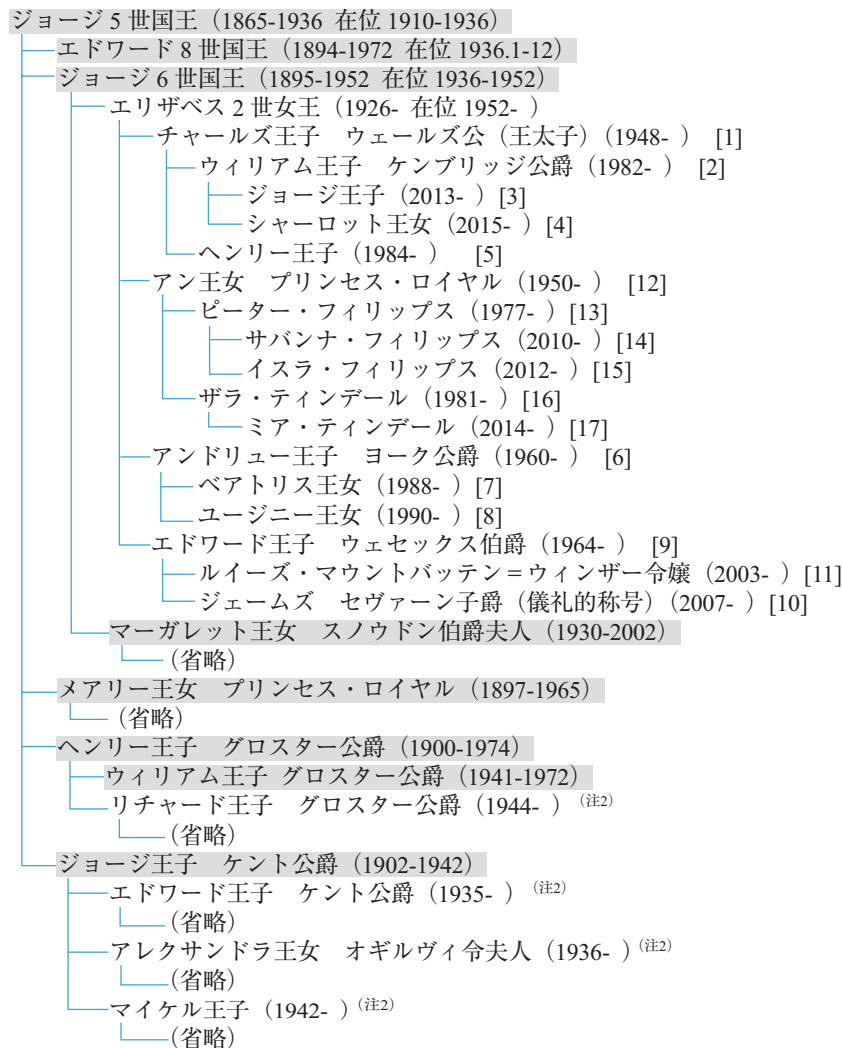
(27) 1917年11月30日付けの開封特許状 (*London Gazette*, no.30428, 14 December 1917, p.13086) による。

(28) 2012年12月31日付けの開封特許状 (*London Gazette*, no.60384, 8 January 2013, p.213) による。キャサリン妃 (Catherine, 1982- . ケンブリッジ公爵夫人) の懐妊発表直後に発せられた。

敬称を保有する⁽²⁹⁾。

- ④ これ以外の王族が、殿下の敬称を保有できるかは君主の裁量によっている。殿下の敬称を保有する者の妻は、妻の地位は夫の地位と同一とするという原則により夫の敬称・称号を保有する⁽³⁰⁾。しかし、夫に妻と類似の儀礼的呼称を与えるという慣習はないため、例えば、王女の夫は王子の称号と殿下の敬称を保有しない⁽³¹⁾。

図1 現在の英国王族



(注1) ■ は故人、[]は王位継承順位、配偶者を除く。
 (注2) 王位継承順位があるが、連続しないため省略した。
 (出典) *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016; “The Royal Family.” The Home of the Royal Family website (英国王室ウェブサイト) <<https://www.royal.uk/royal-family>>; “Succession,” *ibid.* <<https://www.royal.uk/succession>> を基に筆者作成。

(3) 公務を行っている王族

公務を行っている王族は、女王夫妻⁽³²⁾、チャールズ王太子 (Charles, 1948-) 夫妻、ウィリアム

(29) 1948年10月22日付けの開封特許状 (*London Gazette*, no.38452, 9 November 1948, p.5889) による。
 (30) *Halsbury's Laws of England, op.cit.*(7), Para.37, p.24.
 (31) *ibid.*, Para.32, p.22.
 (32) フィリップ王配は2016年に219件の公務を行っていたが、2017年8月に公務から引退した (“Prince Philip retires: Duke of Edinburgh meets Royal Marines at final public event,” *Telegraph*, 2 August 2017. <<http://www.telegraph.co.uk/news/2017/08/02/prince-philip-retires-duke-edinburgh-meet-royal-marines-final/>>).

王子 (William, 1982-) 夫妻、ヘンリー王子 (Henry, 1984-)、アン王女 (Anne, 1950-)、アンドリュー王子 (Andrew, 1960-)、ウェセックス伯爵エドワード王子 (Edward, 1964-) 夫妻、リチャード王子 (Richard, 1944-) 夫妻、ケント公爵エドワード王子 (Edward, 1935-)、アレクサンドラ王女 (Alexandra, 1936-) の計 15 人である⁽³³⁾。

公務を行っている王族 (世帯) には、コーンウォール公爵領⁽³⁴⁾からの独自の収入がある王太子一家を除き、主に公務に係る経費弁済の目的で国庫から歳費が支給されていた⁽³⁵⁾。2011 年君主給付金法⁽³⁶⁾による王室財政制度の改革後は、フィリップ王配を除き国庫からの歳費が廃止され、ランカスター公爵領⁽³⁷⁾からの女王の私的収入から直接に支給がなされている⁽³⁸⁾。

(4) 既婚の王女の地位

王女は、結婚後も王位継承権を保有し、称号・敬称を維持し、王族の一員である。ヨーロッパの君主国の王公家では家格が対等の外国の王公家又は自家以外の者との結婚を禁止する対等婚の制度があった。しかし、英国では 1871 年にヴィクトリア女王の四女のルイーゼ王女 (Louise, 1848-1939) が 1515 年⁽³⁹⁾以降君主の娘として初めて英国貴族と結婚した⁽⁴⁰⁾。これ以降、外国の王公族が望ましい結婚相手と考えられていたが、国内の貴族との結婚も排除されず⁽⁴¹⁾、

⁽³³⁾ ティム・オドノバン氏 (Tim O'Donovan) が『王庁回報 (Court circular)』を基に集計し、毎年タイムズ紙が公表している英王族の公務件数によると、2016 年 (括弧内は 2015 年の件数) は王族 15 人により、延べ総件数 3,725 件 (3,741 件) (内訳: 訪問、式典等 1,434 件 (1,461 件)、午さん・晩さん会等 690 件 (761 件)、その他授与、謁見 851 件 (764 件)、海外公務 750 件 (755 件)) で、チャールズ王太子 (530 件 (527 件))、アン王女 509 件 (544 件) が最も多くの件数の公務を行っている (“Royal Family engagements for 2015,” *Times*, January 1, 2016, p.28; Charlie Proctor, “Prince Charles was 2016’s hardest working royal, followed by Princess Anne,” *Royal Central*, 28 December 2016. <<http://royalcentral.co.uk/other/prince-charles-was-2016s-hardest-working-royal-followed-by-princess-anne-74220>>).

⁽³⁴⁾ ほとんどが南西イングランドに所在し、約 5 万 3 千ヘクタールの土地 (耕地、牧草地、宅地、商業地、森林、海岸等) で、その土地からの収入がコーンウォール公爵 (国王・女王の長男が相続により取得する称号) 一家の公的、私的、慈善活動のために使用される (Duchy of Cornwall website (コーンウォール公爵領ウェブサイト) <<http://duchyofcornwall.org/>>).

⁽³⁵⁾ 女王は 1994 年からフィリップ王配と故エリザベス王太后 (Elizabeth, 1900-2002) 以外の王族に支給された歳費に対して私的収入から国庫に償還していた (Paul Bowers and Richard Cracknell, “Sovereign Grant Bill: Bill No 213 2010-12,” *Research Paper*, RP11/57, 12 July 2011, pp.5, 8, 27).

⁽³⁶⁾ Sovereign Grant Act 2011 (c. 15)

⁽³⁷⁾ 女王がランカスター公爵 (女王が保有する称号) として君主の役割のために保有している不動産、その他の財産で、イングランドとウェールズにある約 1 万 8 千ヘクタールの土地、ランカシャー、ヨークシャー等の商業用・農業用・住宅用不動産、ロンドンのサボイ地区の商業用不動産資産、金融資産、都市の小規模な住宅用不動産資産などから成る (Duchy of Lancaster website (ランカスター公爵領ウェブサイト) <<https://www.duchyoflancaster.co.uk/>>).

⁽³⁸⁾ Cassie Barton, “Finances of the Monarchy,” *Briefing Paper*, No.SN00819, 25 July 2017, pp.7, 10. 公務を行っていないマイケル王子は国庫からの歳費や女王からの支給を受けておらず、女王から自活する許可を得て、ビジネスに従事している (“Business.” Prince Michael of Kent website <<http://www.princemichael.org.uk/the-prince/business/>>).

⁽³⁹⁾ イングランド王ヘンリー 7 世 (Henry VII, 在位 1485-1509) の次女メアリー王女 (Mary 1496-1533) が 1 度目の結婚相手であるフランス王ルイ 12 世 (Louis XII, 在位 1498-1515) の死後、1515 年にサフォーク公爵チャールズ・ブランドン (Charles Brandon, 1484-1545) と結婚した (David Loades, “Mary (1496-1533),” H. C. G. Matthew and Brian Harrison, eds., *Oxford Dictionary of National Biography*, vol.37, London: Oxford University Press, 2004, pp.68-71).

⁽⁴⁰⁾ ルイーゼ王女はフェミニズム運動を支持し、自由主義的な考え方をしている、結婚により当時の絶対主義的な君主を家長とする抑圧的な外国の王公家に入るのを嫌がり、王公族以外と結婚し英国に留まることを希望していた。ヴィクトリア女王とデズレリ首相 (Benjamin Disraeli, 1804-1881) も支持したことから、英国貴族との結婚が実現した (Branda Ralph Lewis, “Princess Louise.” *Britannia* website <<http://www.britannia.com/history/biographies/louise.html>>; Mark Stocker, “Louise, Prince, duchess of Argyll (1848-1939),” Matthew and Harrison, eds., *ibid.*, vol.34, p.486).

⁽⁴¹⁾ Frances Dimond, “Victoria, Princess (1868-1935),” Matthew and Harrison, eds., *ibid.*, vol.56, p.459.

国内の貴族と結婚し、国内に居住する王女もいた⁽⁴²⁾。すでに19世紀後半において前述のルイズ王女や結婚後も外国の王公族の夫とともに国内に居住したヴィクトリア女王の三女ヘレナ王女⁽⁴³⁾は結婚後も慈善活動に従事し、公益諸団体の名誉職に就き後援をしていた。

エリザベス2世女王の叔母であるメアリー王女(Mary, 1897-1965)の夫は英国貴族⁽⁴⁴⁾、同じく妹のマーガレット王女(1930-2002)の夫は平民の写真家⁽⁴⁵⁾、同じく長女のアン王女の前夫は平民の陸軍軍人、現在の夫は平民の海軍軍人であり⁽⁴⁶⁾、いずれも結婚後も国内に居住し公務を継続している。マーガレット王女の夫とその長男には貴族の領地と爵位が与えられたが⁽⁴⁷⁾、アン王女の夫と子には与えられていない。

II デンマーク

1 王位継承制度

(1) 王朝の系譜

現グリュクスボー朝は、クリスチャン9世国王(Christian 9., 在位 1863-1906)を始祖とする。オレンボー朝(1448-1863)のフレデリク7世国王(Frederik 7., 在位 1848-1863.11.15)には子がなく、同国王の叔父で子のいないフェアディナント王子(Ferdinand, 1792-1863.6.29)以外に後述する1665年国王法で規定する男系男子の王位継承権者がいなくなった。このときに、オレンボー家の傍系のグリュクスボー家⁽⁴⁸⁾の男系子孫⁽⁴⁹⁾であったクリスチャン公子が、その妻が同法によるフレデリク7世国王の最近親の女系親族⁽⁵⁰⁾であったことなどから、1852年にデンマークとヨーロッパ列強との間で締結されたデンマーク王国の王位継承順序に関するロンドン条約⁽⁵¹⁾でフレデリク7世国王とフェアディナント王子亡き後の王位継承者に指名され、1863年にクリスチャン9世としてデンマーク国王に即位した。以後、デンマーク史上初の女王⁽⁵²⁾であ

(42) ヴィクトリア女王の4人の王女のうち、3人が外国の王公族(ただし、三女のヘレナ王女(Helena, 1846-1923)は結婚後も夫とともに英国内に居住した。)、1人が国内貴族、エドワード7世国王の3人の王女のうち、未婚の1人を除き、1人が外国の王公族、1人が国内貴族とそれぞれ結婚している。

(43) H. E. Wortham and K. D. Reynolds, "Helena, Princess (1846-1923)," Matthew and Harrison, eds., *op.cit.*(39), vol.26, pp.257-258.

(44) G. K. S. Hamilton-Edwards, rev., Matthew and Harrison, "Mary, princess royal (1897-1965)," Matthew and Harrison, eds., *ibid.*, vol.37, pp.257-258.

(45) "Princess Margarete," *Guardian*, 11 February 2002. <<https://www.theguardian.com/news/2002/feb/11/guardianobituaries.princessmargaret>>

(46) "The Princess Royal." The Home of the Royal Family website <<https://www.royal.uk/the-princess-royal>>

(47) 1961年10月6日付けの開封特許状(*London Gazette*, no.42481, 6 October 1961, p.7199)による。

(48) グリュクスボー家は、16世紀にデンマーク国王であったクリスチャン3世(Christian 3., 在位 1534-1559)の三男のシュレスヴィヒ=ホルシュタイン=ゾンダブルク公爵ヨハン(Johann der Jüngere, 1545-1622)を始祖とする。

(49) デンマークは、当時、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン両公国と同君連合であり、両公国は男系長子継承制を採っていたため、デンマーク王位の継承者は男系の継承者である必要があった。オレンボー家の男系の家系としてはグリュクスボー家以外に、同じくヨハン公爵を始祖とする長系のアウグステンブルク家、クリスチャン3世の弟アドルフ(Adolf, 1526-1586)を始祖とするホルシュタイン=ゴットルブ家があった。ホルシュタイン=ゴットルブ家の長系はロシア皇帝家であるロマノフ家であった。アウグステンブルク家のクリスティアン・アウグスト2世公爵(Christian August II, 1798-1869)は1851年12月に多額の補償金と引替えに継承順位に異議を申し立てないことを約束し、ロシア皇帝ニコライ1世(Николай I, 在位 1825-1855)は1851年6月5日ワルシャワ議定書でクリスチャン公子の妻などのために王位継承権を放棄した(Stig Juul, »Responsum vedrørende de problemer, der knytter sig til en ændring af tronfølgeoven af 1853«, *Betænkning Afgivet af Forfatningskommissionen af 1946*, København: J. H. Schultz Universitets-Bogtrykkeri, 1953, s. 102-103)。

る現マルグレーテ 2 世 (Margrethe 2., 在位 1972-) までその男系子孫が王位を継承している⁽⁵³⁾。

なお、マルグレーテ 2 世女王の夫のヘンリック王配 (Henrik, 1934-) は、王公家ではなくフランス貴族のモンペザ伯爵家の出身であるが⁽⁵⁴⁾、女王は自身の子の代のデンマーク王家の家名については何の表明も行っていない。

(2) 王位継承法

(i) 1665 年国王法

デンマークでは 1660 年以前、王位継承は一部は世襲、一部は人民 (後年、枢密院) の選挙により行われ、選挙では死去した国王の親族の中から通常は長男子が選任されていた。1660 年と 1661 年の文書でフレデリク 3 世国王 (Frederik 3., 在位 1648-1670) の子孫が王位を世襲することが定められ、1665 年 11 月 14 日の国王法 (Kongeloven av 1665) により布告された。国王法では、王位はフレデリク 3 世国王の男系子孫の男子、男系子孫の男子がいなくなった場合には女系の子孫が継承し、その後はその男系子孫の男子が継承すると定め、男系・女系長子継承制が採用された⁽⁵⁵⁾。

(ii) 1853 年王位継承法

上記の 1852 年ロンドン条約で、フレデリク 3 世国王の男系子孫の男子がいなくなった場合には、クリスチャン公子及び同公子とルイーセ妃との間の男系子孫の男子が長子継承制により王位を継承すると規定された。これを受けて翌年に制定された 1853 年王位継承法⁽⁵⁶⁾で、1665 年国王法に従って王位を継承してきたフレデリク 3 世国王の男系子孫の男子がいなくなった場合には、同法による継承権を廃止し、女子を排除した男系男子のみが継承権を有すること、王位継

⁽⁵⁰⁾ クリスチャン公子の妻ヘッセン＝カッセル家のルイーセ公女 (Louise af Hessen-Kassel, 1817-1898) は、フレデリク 7 世国王の父方のただ 1 人の叔母 (伯母はいない) の次女であった。このときルイーセ公女よりも優先順位の高かった同公女の母、姉、弟は全て同公女に王位継承権を譲り、同公女はそれらの権利を夫に譲った (*ibid.*)。なお、クリスチャン公子自身もフレデリク 5 世国王 (Frederik 5., 在位 1746-1766) の女系の曾孫であり、かつ、フレデリク 6 世国王 (Frederik 6., 在位 1808-1839) の義妹の子であった。

⁽⁵¹⁾ *Traité signé à Londres, le 8 Mai 1852, entre le Danemark d'une part, et l'Autriche, la France, la Grande-Bretagne, la Russie et la Suède de l'autre part, relatif à l'ordre de succession dans la monarchie danoise*, G. FR. De Martens, *Nouveau recueil général de traités*, Tome 17, Partie 2, Nendeln: Kraus Reprint, 1975, pp.313-319.

⁽⁵²⁾ マルグレーテ 1 世 (Margrete 1., 1353-1412) は、息子であるオーロフ 2 世 (Oluf 2., 在位 1375-1387) の死後に空位となったとき、「全権を委任された女子かつ家長かつ全デンマーク王国の後見人」に選任されたが、女王にはならなかった (Grethe Jacobsen, „Begünstigt – benachteiligt: Königtum und Margarete von Dänemark, 1353-1412,” Grethe Jacobsen et al., eds., *Less favored: More Favored*, Copenhagen: Royal Library, 2005, pp.4-9)。

⁽⁵³⁾ オレンボー朝の初代王クリスチャン 1 世 (Christian 1., 在位 1448-1481) はエストリズセン朝 (1047-1412) の 13 世紀の王エリク 5 世 (Erik Klipping, 在位 1259-1286) の女系の子孫であり (» Christian 1. (1448-1481) «. Nationalmuseet website (デンマーク国立博物館ウェブサイト) <<http://natmus.dk/historisk-viden/temaer/kongeraekken/christian-1/>>、さらにそこからデンマークの最初の王である 10 世紀のゴーム老王 (Gorm den Gamble, 在位 936-958) まで血縁関係を遡ることできる。現王朝は 10 世紀以降の全ての王朝と血縁関係がある (Louda and Maclagan, *op.cit.*(2), pp.40-45; 下津清太郎編『世界帝王系図集 増補版新装』東京堂出版, 2001, pp.374-375)。1905 年から現在までのノルウェーのグリュクスブルク朝及び 1863 年から 1973 年 (王制廃止) までのギリシャ王国のグリクシンプルグ朝は、デンマークのグリュクスボー家の分家に当たる。

⁽⁵⁴⁾ »H.K.H. Prins Henrik«. Kongehuset website (デンマーク王室ウェブサイト) <<http://kongehuset.dk/den-kongelige-familie/regentparret/hkh-prins-henrik>>

⁽⁵⁵⁾ Iuul, *op.cit.*(49), s. 101-102.

⁽⁵⁶⁾ Tronfølgeloven af 31. juli 1853.

承はデンマーク王子の称号をこれ以降与えられるクリスチャン公子及び同公子とルイーセ妃との間の子孫に移行することを規定し（1853年王位継承法第1条）、男系長子継承制に移行した。

（iii）1953年王位継承法

デンマーク女性協会は、1946年4月に王位継承における男女平等の実現を目指して決議を採択し、同年11月からロビー活動を開始した⁽⁵⁷⁾。一方、1947年4月にクリスチャン10世国王（Christian 10., 在位1912-1947）が死去し、即位したフレデリク9世国王（Frederik 9., 在位1947-1972）には女子3人のみで男子がいなかったため、憲法と1853年王位継承法に従い、同国王の弟のケヌーズ王子（Knud, 1900-1976）が王位継承者となり、同王子の長男インゴルフ王子（Ingolf, 1940-）がその次の王位継承者となっていた（図2参照）。しかし、政府は王室の将来のためにはフレデリク9世国王の長女マルグレーテ王女が王位を継承した方がよいという考えであった⁽⁵⁸⁾。立憲君主制の支持者にとって、君主制を廃止し共和制に移行するという主張に支持が集まらないようにするためには、国家の最高の職と国民の象徴に求められる資質を最も備えた王族によって君主の地位が継承されることが重要であったが、ケヌーズ王子父子はそうした資質を欠いていると見られていた⁽⁵⁹⁾。

1948年9月からマルグレーテ王女が王位を継承するための王位継承法の改正の検討が議会の憲法委員会で開始された。委員会ではマルグレーテ王女が王位を継承することに異論は出なかったが、男女平等に性別に関わりなく長子を優先するという案に対し、連立与党の一角を占める保守党が男子が女子に優先するという条件を出し、政治的妥協により保守党の条件が受け入れられ決着した⁽⁶⁰⁾。1953年に1853年王位継承法に代わる王位継承法⁽⁶¹⁾が成立し、憲法も改正された⁽⁶²⁾。この改正の結果、次期とその次の国王でなくなるケヌーズ王子とインゴルフ王子に対しては補償措置として歳費を支給することで決着が図られた⁽⁶³⁾。

⁽⁵⁷⁾ Søren Eigaard, *Idealer og Politik: Historien om Grundloven af 1953*, Odense: Odense Universitetsforlag, 1993, s. 199-200.

⁽⁵⁸⁾ 1948年9月19日にフレデリク9世国王と面談したヘドトフト首相（Hans Hedtoft）は、家族、特に当時まだ8歳であった娘のマルグレーテ王女のことを考えて改正に懐疑的であった同国王を、王位継承法を改正しない場合、王制の将来が懸念されると述べて説得しその了解を得た（*ibid.*, s. 212）。

⁽⁵⁹⁾ ジャーナリストのエリック・サイデンファデン（Erik Seidenfaden）が1952年に示した見解（Annelise Bistrup, *Margrethe, Hedehusene: København: Politiken Bøger*, 2006, s. 43-44; Jon Bloch Skipper, *Sømandskogen: En biografi om Frederik IX*, København: Aschehoug, 2005, s. 148）。

⁽⁶⁰⁾ Eigaard, *op.cit.*(57), s. 203-204, 215-216. 議会の憲法委員会から法改正について法的意見を求められた法制史学者スティグ・イゥール（Stig Iuul）は、委員会への報告書で王女に王位継承権を認めると他国の王子と結婚する場合、王位継承権を放棄するよう求められるようになるため、王公家以外の者と結婚するようになる。その結果、王室と国民の中の一定の人たちとの間につながりができるようになり、選挙で選ばれた元首よりも高い程度に国民統合の象徴としての機能を果たすための、国民からの独立性が失われるおそれがあると危惧を示した（Iuul, *op.cit.*(49), s. 108-112）。さらに憲法委員会の場でも、王女に継承権を認めると王家の家名が夫の家名になり、数世代後には現在の王室とは別のものとなり、相続されてきた特権も王族とは無関係の人たちに与えられることになると論じ、再度懸念を示した。だが、議員たちはこの議論にはほとんど耳を貸さなかった（Eigaard, *ibid.*, s. 214）。

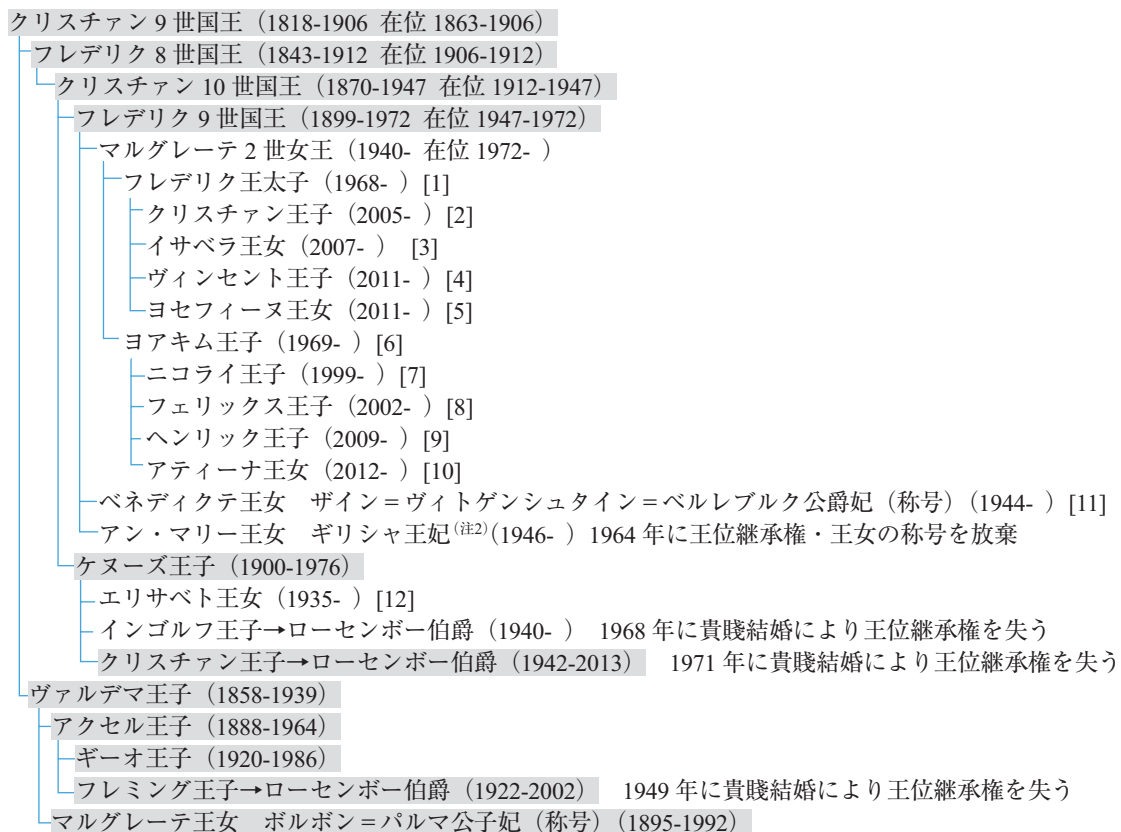
⁽⁶¹⁾ Tronfølgeoven af 27. marts 1953.

⁽⁶²⁾ 1953年5月に憲法の王位継承規定の改正案（「王権は世襲される。世襲による継承は、1853年7月31日王位継承法第1条及び第2条で定める。」（第1条第2文及び第3文）を「王権は1953年3月27日王位継承法で定める規則に従い男子及び女子に世襲される。」（第2条第2文）と改めるもの）が他の憲法改正事項とともに一括して1つの賛否を問う国民投票にかけられ可決された。

⁽⁶³⁾ Henrik Zahle, *Danmarks Riges Grundlov med kommentarer*, København: Jurist-og Økonomforbundets Forlag, 2006, s. 149.

成立した1953年王位継承法では、1853年法で規定するクリスチャン9世国王の子孫の範囲で王女に王位継承権を認めると、外国の王公家に嫁いでいる多数の王女が自動的に王位継承権者となるため、王位継承権者の範囲をクリスチャン9世国王から2代後のクリスチャン10世国王の子孫に改め、王位継承権者の数を絞った(第1条)⁽⁶⁴⁾。王位継承規則としては、上記の政治的妥協により、英国の制度をモデルとした男子優先長子継承制が採られた(第2条)。この法律の施行により、クリスチャン10世国王の従弟のアクセル王子(Axel, 1888-1964)、その子のギーオ王子(Georg, 1920-1986)が王位継承権を失った。

図2 現在のデンマークの王族



(注1) ■は故人、[]は王位継承順位 配偶者を除く。

(注2) 1974年のギリシャの王制廃止後もデンマークではギリシャ王妃陛下の称号・敬称が使用されている。

(出典) »Kongehuset«, *Kongelig Dansk Hof- og Statskalender 2013*, København: Digitaliseringsstyrelsen, 2013, s. 7-8 を基に筆者作成。

(iv) 2009年改正

王位継承順序の男女平等化は、フレデリク王太子(Frederik, 1968-)が成人した1990年代から問題にされ、2005年4月に結婚したメアリー王太子妃(Mary, 1972-)の第一子懐妊発表後の2005年6月にアナス・フォー・ラスムセン首相(Anders Fogh Rasmussen)が王位継承法の改正を行うことを発表した⁽⁶⁵⁾。

王位継承法は憲法と同位であり⁽⁶⁶⁾、その改正は憲法改正手続、すなわち議会で議決、総選挙後、再議決、国民投票の手続を経て行われ⁽⁶⁷⁾、王位は性別にかかわらず、年長の子が継承する

(64) »Bemærkninger til forslag til tronfølge Lov«, *Betænkning Afgivet af Forfatningskommissionen af 1946*, op.cit.(49), s. 69.

(65) »Fogh: Jeg talte først med kongehuset«, *BT*, 6 juni. 2005. <<https://www.bt.dk/politik/fogh-jeg-talte-foerst-med-kongehuset>>

(66) Jens Peter Christensen et al., *Dansk Statsret*, København: Jurist-og Økonomforbundets Forlag, 2012, s. 48.

絶対的長子継承制に移行する改正法⁽⁶⁸⁾が2009年6月12日に成立した。

(v) 王位継承権者

王位継承権者は、前述のようにクリスチャン10世国王の子孫である。

なお、枢密院 (Statsrådet) における国王の同意なく結婚した王位継承権者、その結婚から生まれた子及びその子孫は、王位継承権を失う (王位継承法第6条第2項)。ベネディクテ王女 (Benedikte, 1944-) が1967年に結婚への国王の同意を求めた際に合意した条件に従わなかったため、同王女の子は王位継承権を保有していない⁽⁶⁹⁾。アン＝マリー王女 (Anne-Marie, 1946-) は、1964年にギリシャ国王と結婚する際に王位継承権を放棄している⁽⁷⁰⁾。

空位となり継承者がいない場合、議会は国王を選び、以後の継承順序を定める (憲法第9条)。

2 王族の範囲

(1) 王族の定義

デンマーク王室は、王室 (Kongehuset) と王族 (den kongelige familie) の概念を区別している⁽⁷¹⁾。王室は国法学上の概念であるのに対し、王族は民法上の親族の意味を含む概念である。王室の構成員と王族を定義する法令の規定はなく、デンマーク王室によって特段の基準も示されていない。以下に述べるように王位継承権を有する者は、全て王室の構成員であり、称号・敬称を有している。

(i) 王室の構成員

女子に王位継承権のなかった19世紀のデンマークの国法学では王妃、男系の王子及びその妃、未婚の男系の王女、退位した国王及び王妃が王室の構成員とされ、既婚の王女及び全ての女系の親族は王室の構成員から除外されていた。既婚の王女と女系の親族が除外される理由として、王位継承権を有さず、かつ、外国に居住し、他の王公家の規則の適用を受けている事情から、一般的にデンマーク王室の構成員に適用される特別の規則の適用からほとんど除外されていることが挙げられた⁽⁷²⁾。

(67) 国民投票では全有権者の40%以上の賛成を得なければならないが (憲法第88条)、2009年6月7日の国民投票では投票率58.33%、有効投票数のうち賛成85.35%で全有権者の45.16%の賛成を得た (»Befolkning og valg«, 2009.12. Danmarks Statistik website <http://www.dst.dk/valg/Valg1191213/other/SE_Folkeafstemning.pdf>)。

(68) Lov om ændring af tronfølgeloven (lov nr. 528 af 12. juni 2009), *Lovtidende A*, 13. Juni 2009.

(69) 条件は、王位継承順位第1位となった場合には、その時点で夫婦でデンマークに定住し、夫はデンマーク国籍を申請すること、この結婚から生まれた子及びその子孫が王位継承権を保持するためには、王位継承順位第1位となった時点から及び遅くともデンマーク法により学齢年齢に達した時点でデンマークに居住し、成人になったときにデンマーク国籍を申請することであった (Justitsministeriet, Lovafdelingen, »Notits om prinsesse Nathalie og prinsesse Alexandra's arveret til den danske trone«, 11. November 1997; Peter Kurrild-Kitgaard, "Conditional Consent, Dynastic Rights and the Danish Law of Succession." Dag Trygslund Hoelseth website <<http://www.hoelseth.com/royalty/denmark/dk-suc-law.html>>)。

(70) Justitsministeriet, Lovafdelingen, *ibid.*

(71) »Kongehuset«. Kongehuset website <https://web.archive.org/web/20090331225500/http://kongehuset.dk:80/publish.php?dogtag=k_dk_familien>

(72) Carl Georg Holck, *Den Danske Statsforfatningsret*, 1. del., Kjøbenhavn: Gyldendalske Boghandel, 1869, s. 307-309. これに対し、1853年王位継承法による改正前の1665年国王法の下では、既婚の王女と女系の親族は、男系子孫がいなくなった場合とはいえ王位継承権を有し、外国の王公族の構成員であってもデンマーク王室の王子・王女に関する規則の適用を受け、デンマーク王室の構成員とされた (*ibid.*, s. 309-312)。

現在の王室の構成員は、女王夫妻、女王の長男のフレデリク王太子一家、次男のヨアキム王子一家、王位継承権を有する妹のベネディクテ王女と従姉の未婚のエリザベト王女 (Elisabeth, 1935-) である⁽⁷³⁾。

(ii) 王族

王族には、王室の構成員以外に王位継承権とデンマーク王女の称号を放棄している⁽⁷⁴⁾女王の妹アン＝マリー元王女 (ギリシャ王妃) が含まれている⁽⁷⁵⁾。また、女王の2人の妹の家族、当時国王の同意が得られない平民と結婚 (貴賤結婚) し⁽⁷⁶⁾、王位継承権と称号・敬称を失った女王の2人の従兄弟の家族を含む女王の民法上の親族の意味で使われることもある⁽⁷⁷⁾。

(2) 称号・敬称を与えられる王族

法令の規定はないが、女王・国王、王妃、王配、王太子、王太子妃以外に、王位継承権のある男子・女子にはデンマーク王子・王女 (Prins / Prinsesse til Danmark) の称号及び殿下の敬称、王子妃にデンマーク王女 (Prinsesse af Danmark) の称号及び殿下の敬称が与えられている。

(3) 歳費が支給されている王族

憲法で女王への王室費 (第10条) のほかに、各王族に法律に基づき歳費を支給することが規定されている (第11条)。2016年現在、支給を受けている王族は、フレデリク王太子、ヨアキム王子、ベネディクテ王女、ヨアキム王子の前妻、インゴルフ伯爵 (1953年の継承順位改正の補償措置) である。配偶者には妻・夫を介して定額が支給されている⁽⁷⁸⁾。上記の王室の構成員のうち、エリザベト王女には支給されていない。

歳費を受けている女王夫妻、王太子夫妻、ヨアキム王子夫妻、ベネディクテ王女は、公務を行っている⁽⁷⁹⁾。

⁽⁷³⁾ »Kongehuset«, *op.cit.*(71)

⁽⁷⁴⁾ *Kongelig Dansk Hof- og Statskalender 2013*, København: Digitaliseringsstyrelsen, 2013, s. 7.

⁽⁷⁵⁾ »Kongehuset«, *op.cit.*(71)

⁽⁷⁶⁾ 王公族以外との結婚のうち、貴族との結婚については、1950年にギーオ王子の貴族出身の女性との結婚に国王の同意が与えられている。

⁽⁷⁷⁾ »Gæsteliste ved Festforestilling i DR's Koncerthus«, 14. januar 2012. Kongehuset website <<http://kongehuset.dk/menu/nyheder/gasteliste-ved-festforestilling-i-drs-koncerthus>> なお、国の年報である *Kongelig Dansk Hof- og Statskalender 2013*, *op.cit.*(74), s. 7-8 の王室の頁には、これらの女王の親族のうちアン＝マリー王妃の夫と子は分家のギリシャ王室の項に掲載され、女王の従弟の子 (従兄には子はいない) は掲載されていない。

⁽⁷⁸⁾ Mette Stender Pedersen, »Se Kongehusets stamtræ: Så mange penge får de kongelige fra staten«, 31 maj 2016. TV2 website <<http://nyheder.tv2.dk/samfund/2016-05-31-se-kongehusets-stamtrae-saa-mange-penge-faar-de-kongelige-fra-staten>> ヨアキム王子の長男ニコライ王子 (Nikolai, 1999-) が2017年に18歳になることから、王子・王女への歳費の将来の支給が議会でも議論になり、2016年5月にデンマーク王室は、テレビ局の取材に対し王太子の長男であるクリスチャン王子 (Christian, 2005-) 以外は自活すると回答している。

⁽⁷⁹⁾ »Den kongelige familie«. Kongehuset website <<http://kongehuset.dk/kongehuset>> ヘンリック王配は高齢を理由に2016年1月1日に公務から引退し、徐々に仕事を減らしていくことを宣言し、公式行事には不参加、ただし、女王夫妻が住まいを有している場所での公的な性質の行事には参加し、後援・名誉職の地位には留まり、広範な行事、特に文化・芸術関係の行事には従前どおり参加する、としている (»H.K.H. Prinsgemalen«, 31. december 2015. *ibid.* <<http://kongehuset.dk/menu/presse/meddelelser/hkh-prinsgemalen>>)。引退とともに王配の称号を放棄し、デンマーク王子 (Prins af Danmark) の称号が与えられている (»Denmark's Prince Henrik renounces title as Prince Consort,« *Xinhua Net*, 15 April 2016. <http://news.xinhuanet.com/english/2016-04/15/c_135279487.htm>)。

(4) 既婚の王女の地位

1953年改正で女子に王位継承権が与えられる前は、王女は結婚により王室の構成員の地位を失っていたが、1953年改正により王位継承権が与えられた後は、結婚後も構成員の地位を維持している。ベネディクテ王女はドイツの旧王公族と結婚し現在までドイツに居住しているが⁽⁸⁰⁾、デンマーク王室の公務を行っている。その子は前述のように結婚の際の条件により王位継承権がなく王室の構成員になっておらず、その夫(2017年死去)も王室の構成員ではない。アン＝マリー王女がギリシャ王妃となり、王室の構成員でないことは前述のとおりである。

III オランダ

1 王位継承制度

(1) 王朝の系譜

現王朝オラニエ＝ナッサウ家は、16世紀にオランダでのスペイン国王支配への反乱を指導し、オランダ独立の礎を築いたオラニエ公ウィレム1世(Willem van Oranje, 1533-1584)⁽⁸¹⁾を始祖とする。ウィレム1世とその弟の子孫が1747年までネーデルラント連邦共和国の各州の総督の地位を占め、1747年から1795年の共和国終焉まで全州総督の地位を世襲した。1815年ウィーン会議によりオランダ王国が成立した後は、オラニエ公ウィレム1世の女系の子孫である初代国王ウィレム1世(Willem I, 在位1815-1840)の子孫がその王位を現在まで継承している⁽⁸²⁾。

なお、1890年から2013年までの間、ウィルヘルミナ(Wilhelmina, 在位1890-1948)、ユリアナ(Juliana, 在位1948-1980)、ベアトリクス(Beatrix, 在位1980-2013)の3人の女王が在位している⁽⁸³⁾。ユリアナ女王が即位した際には、オラニエ＝ナッサウの家名は変更されなかったが、当時の憲法上、同女王の父の家であるメクレンブルク＝シュヴェリーン大公家による第二王朝となったとされていた。しかし、後述のように1963年憲法改正以後、憲法上もオラニエ＝ナッサウ家の統治が継続するとみなされている。

(2) 王位継承法

(i) 1814年憲法から1917年憲法までの王位継承規則

1814年憲法で、王位は初代国王ウィレム1世の子孫に長子継承制と代襲制の原則に基づいて世襲により継承され(同憲法「王位継承」の節第1条)、継承順序は、ウィレム1世の長子又は長

⁽⁸⁰⁾ *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016.

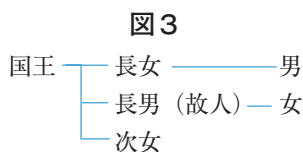
⁽⁸¹⁾ ウィレム1世は、ナッサウ家一族のうちのドイツ中西部のディレンブルクを所領とするナッサウ＝ディレンブルク伯爵の長男として生まれた。伯父のナッサウ＝ブレダ伯爵ヘンドリック3世(Hendrik III van Nassau-Breda, 1483-1538)がネーデルラントのブレダ等に領地を取得し、また、フランス南部のオランジュ(オランダ語でオラニエ)公国の君主家であるシャロン家の公女と結婚し、その子(ウィレム1世の従兄)ルネ・ド・シャロン(René de Châlon, 1519-1544)がその所領とオランジュ公国(1163-1713)の君主オランジュ公の地位を継承した。ウィレム1世は、子がいないルネ・ド・シャロンにより後継者に指名されたため、ネーデルラントの所領とオランジュ公の地位を継承し、ナッサウ＝ディレンブルク伯爵の地位は弟のヤン6世(Jan VI van Nassau-Dillenburg, 1536-1606)に譲り、家名をオラニエ＝ナッサウとした(Louda and Maclagan, *op.cit.*(2), p.68)。

⁽⁸²⁾ *ibid.*, pp.68-77.

⁽⁸³⁾ ウィルヘルミナ女王の王配はメクレンブルク＝シュヴェリーン大公国(1352-1918)の公子、ユリアナ女王の王配は旧リッペ公国(1123-1918)の君主家であるリッペ家の一族のリッペ＝ピースターフェルト伯爵家の出身、ベアトリクス女王の王配はドイツの元貴族の家柄(アムスベルク家)の外交官である。

子が死去している場合はその長子、長子に子がいない場合にはその兄弟、ウィレム 1 世に息子がいない場合には娘又はその子孫、ウィレム 1 世に子孫がいない場合にはその姉又はその子孫⁽⁸⁴⁾、次いでその伯母の男系子孫の男子とし⁽⁸⁵⁾ (同第 3 条から第 7 条まで)、男系・女系長子継承制を採用した⁽⁸⁶⁾。

翌年の 1815 年憲法ではオラニエ＝ナッサウ家に男系子孫の男子がいなくなった場合の継承順位の規定を整備し、①国王の長女 (第 16 条)、②国王に娘がいない場合には国王の男系の長系の長女又は代襲制によりその子孫 (第 17 条)、③国王に男系の子孫がいない場合には、女系の長系の中での男系の長系の系統、同じ系統では男子、年長者を優先する (第 18 条)、④国王に子孫がいない場合には、国王の最近親の親族の女子又は代襲制によるその子孫 (第 19 条) とした⁽⁸⁷⁾。



(出典) 筆者作成。

この規定によると、例えば、図 3 の場合、国王が長女より先に死んだ場合には、国王の長女の男子は長女に次いで継承するが、長女が国王より先に死んだ場合には、次女が第 1 順位でその次には男系的女子である長男の女子が来ることになる。死の先後により継承者が変わる安定性に欠ける制度であるが、極力、女系を避け、王家の交替を回避しオラニエ＝ナッサウ家の存続を図るためのものであった⁽⁸⁸⁾。

(ii) 王位継承の危機と 1922 年憲法改正

ウィレム 3 世国王 (Willem III, 在位 1849-1890) には、三男一女がいたが、男子 3 人には子がなく、3 人ともウィレム 3 世国王よりも先に亡くなった。ほかにウィレム 1 世の男系子孫の男子が 1 人もいなかったため、一人娘のウィルヘルミナ王女が王位を継承した。1909 年にウィルヘルミナ王女に長女ユリアナ王女 (後の女王) が生まれるまでは、ドイツの王公家に嫁いだウィレム 3 世の妹のソフィー王女 (Sophie, 1824-1897) が上記④により最近親の女子として継承順位第 1 位となり⁽⁸⁹⁾、ソフィー王女の死後はその長男はすでに亡くなっていたため、その孫⁽⁹⁰⁾が継承

⁽⁸⁴⁾ 姉のルイーザ王女 (Louise, 1770-1819) には子がなく (Louda and Maclagan, *op.cit.*(2), p.71)、1887 年憲法改正でこの規定は削除された

⁽⁸⁵⁾ 伯母のキャロライナ王女 (Carolina, 1743-1787) はナッサウ＝ヴァイルブルク家のカレル・クリスティアン公子 (Karel Christiaan av Nassau-Weilburg, 1735-1788) と結婚した。同王女の男系子孫は、ルクセンブルク大公家となったが、男系男子は 1912 年で絶えたため (*ibid.*, p.69)、1922 年憲法改正でこの規定は削除された。この規定のみが男系子孫となっている点については、規定の不備とする説がある (J. R. Thorbecke, *Aanteekening op de Grondwet*, 2e uitg, 1st del., Amsterdam: bij Johannes Müller, 1841, pp.65-66)。

⁽⁸⁶⁾ 男系・女系長子継承制が採用されたのは、1814 年の憲法制定に際し、憲法制定委員会で憲法案をめぐる対立があり、君主権力の制限を主張した側が男系長子継承制を主張したのに対し、君主に広範な権限を与えることを主張した王党派が男系・女系長子継承制を主張し、後者の方が影響力があったことと、1747 年 11 月 16 日のホルランド全州決議で、全州総督の地位をウィレム 4 世 (Willem van Oranje-Nassau, 1711-1751) の男系子孫の男子がいなくなった場合には女子が継承することを定めていたため、それを維持したいというウィレム 1 世国王の希望に基づくこととされる (Iuul, *op.cit.*(49), s. 106; Thorbecke, *ibid.*, p.64)。

⁽⁸⁷⁾ 1815 年と 1848 年憲法の王位継承規定は国王と前国王の用語が使われているが、同一人を指しているとする解釈に従った (Jan Heemskerk, *De Praktijk onzer Grondwet*, 1st dl., Utrecht: J. L. Beijers, 1881, p.30)。

⁽⁸⁸⁾ 19 世紀後半のオランダでは、この制度の利点として、①男系男子の子はオラニエ＝ナッサウ家に属するが、オラニエ＝ナッサウ家の王女の子は王女の夫の家に属するため、国王の娘がいても他の男系男子を優先することによりオラニエ＝ナッサウ家を可能な限り存続させることができること、②男系子孫が絶えた場合、王女の子が国王となると新しい王家となるが、世襲によるもので選任によるものではなく、陰謀や混乱の原因となる国王の選任をできる限り避けることができること、を挙げている (A. J. W. Farncombe Sanders, *Troonopvolging: Aanmerkingen*, 's-Gravenhage: De Gebroeders van Cleef, 1887, pp.4-5)。

⁽⁸⁹⁾ W. van Golstein, *Een laatste woord over artikel 12 der Grondwet*, 's-Gravenhage: Van Stockum, 1887, p.10.

順位第1位であり、王位がドイツ人に継承されるおそれがあった（図4参照）。

そこで、1922年憲法改正では、国民国家的君主制（een nationaal Koningschap）となるよう上記④について国王の最近親でウィルヘルミナ女王の子孫の系統にある者で三親等以内の男子又は女子に限定した（第14条第1項）⁽⁹¹⁾。

（iii）1963年憲法改正

1950年に設置された憲法改正国家委員会は、1954年に王位継承に関する憲法規定改正について報告書をまとめた⁽⁹²⁾。この報告書によれば、当時の1922年憲法には、王位継承者がいなくなり新王朝の国王が指名された場合に、オラニエ＝ナッサウ家のウィレム1世国王の子孫が王位を継承するとしている規定を新王朝の国王の子孫が王位を継承するように読み替えて王位継承に関する規定を適用する規定（1922年憲法第20条⁽⁹³⁾）があり、女王の子が即位した場合にも、女王の子は父の家に属するため新王朝となり⁽⁹⁴⁾、この規定が適用になるとされていた。

これに関して、報告書ではそもそも憲法の規定では王位継承者はウィレム1世国王の子孫であるのみで、女系の子孫もオラニエ＝ナッサウ家とオランダとの間の歴史的紐帯を受け継いでおり、同家の一員として王位に就いたのであるから、同家と結び付いた継続性の考え方を憲法において強化し、かつ、明確化することが重要であると論じた。同時に女王の子が継承する度に憲法が別の王朝を持ち込むのでは、建国の歴史とその際にオラニエ公ウィレム1世が果たした偉大な役割と結び付いているオラニエ＝ナッサウ家の意義が薄められることになる危険性を指摘した。そして、王位継承規則は国民国家的君主制の実現に結び付くものでなければならぬという1922年の憲法改正で持ち込まれた考え方をさらに貫徹させ、国民国家への思いと伝統は、男系であれ女系であれ王家の長子の系統で最も強く存続し養われるという考えに基づき、傍系の男系男子よりも、国王の娘が優先して王位継承権を保有するように改正するのが望ましいと結論づけた⁽⁹⁵⁾。

こうした考えから、報告書は、新王朝の規定を削除するとともに、王位を国王の長子に男子を優先して継承する男子優先長子継承制を採用し、継承権者の範囲を国王の三親等以内とする継承規則を提案し⁽⁹⁶⁾、この案に基づき1963年改正が行われた。

（iv）1983年憲法改正

「婦人の参政権に関する条約」⁽⁹⁷⁾の議会承認のための1971年の下院での審議において、同条

(90) ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナハ大公国のヴィルヘルム・エルンスト大公（Wilhelm Ernst von Sachsen-Weimar-Eisenach, 1876-1923）

(91) Tweede Kamer der Staten-Generaal, *Kamerstukken*, 1962-1963, 6945 (R 303), Nr. 3; C. W. van der Pot, *Handboek van het Nederlandse staatsrecht*, 15e druk, Deventer: Kluwer, 2006, pp.486-487.

(92) Tweede Kamer der Staten-Generaal, *ibid.*

(93) 「オラニエ＝ナッサウ家が第10条によりオラニエ＝ナッサウ公ウィレム・フレデリク国王を始祖としているのと同等の方法及び同様の効果により、新王朝がその国王からの王位継承に関して当該国王を始祖とするよう、王位継承に関する全ての規定を…王位を継承する当該国王の子孫に適用する。」

(94) 前述のようにユリアナ女王は父のドイツのメクレンブルク＝シュヴェーリン大公家に属し、その即位により同家が第二王朝となり、ベアトリクス王女は父のドイツのリッペ＝ピースターフェルト伯爵家に属し、即位した場合には同家が第三王朝となるとみなされていた。

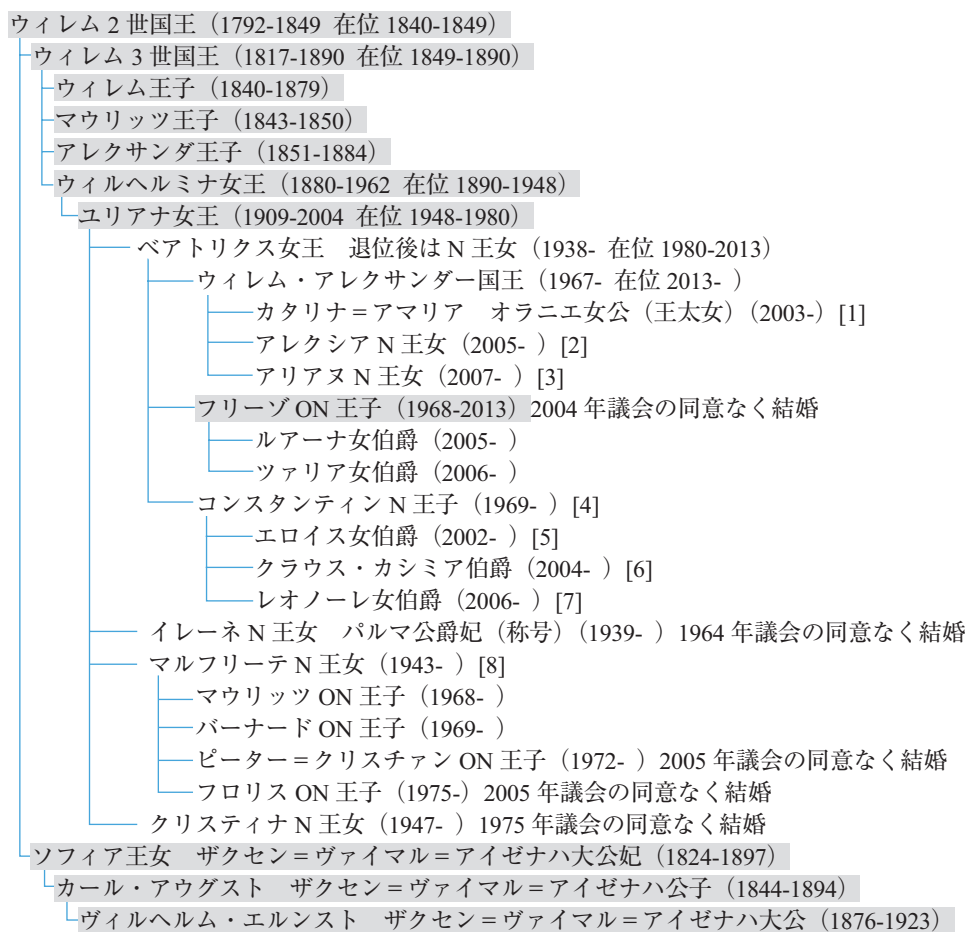
(95) Tweede Kamer der Staten-Generaal, *op.cit.*⁽⁹¹⁾

(96) *ibid.*

(97) Convention on the Political Rights of Women

約第3条（公職就任・公務遂行における平等）の王位継承への適用を留保することに対して、王位継承における男女平等のための憲法改正に関して政府に検討を求める動議が採択された⁽⁹⁸⁾。1980年に政府は、この動議にも言及した上で、公職の遂行において原則として男女で差別をしてはならないという考えがますます公的な生活において浸透し、法規定の前提となっているとして、また、1963年以来憲法で取られているオラニエ＝ナッサウ家が女系でも統治を継続するという考え方がこれにより首尾一貫するとして、性別に関わりなく長子が優先する絶対的長子継承制に移行する憲法改正案⁽⁹⁹⁾を提出し、1983年に成立した。

図4 現在のオランダ王族



(注1) ■ は故人、配偶者を除く。

(注2) N王子・王女はネーデルラント王子・王女及びオラニエ＝ナッサウ王子・王女、ON王子・王女はオラニエ＝ナッサウ王子・王女

(出典) *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016; pp.71-72 を基に筆者作成。

(v) 王位継承権者

王位継承権者は、前述のように1963年憲法改正により国王の三親等以内とされている（憲法第25条第1項）。

なお、王位継承権者は、結婚に議会の同意が必要とされ、同意を得ずに結婚した場合、その

⁽⁹⁸⁾ Tweede Kamer, *Handelingen*, 1970-1971, 16 februari 1971, p.2780; Tweede Kamer, *Kamerstukken*, 1970-1971, 10478, Nrs. 7 en 9.

⁽⁹⁹⁾ Tweede Kamer der Staten-Generaal, *Kamerstukken*, 1979-1980, 16034, Nr. 3, pp.4-5.

子孫とともに王位継承権を失う（第28条第2項）⁽¹⁰⁰⁾。また、王位継承権は放棄することができないと解釈されている⁽¹⁰¹⁾。

(vi) 王位継承権者がいない場合の手続

王位継承権者がいなくなると思われる場合には、国王又は国王に代わって議会在王位継承権者指名の議案を提出し、これにより議会在解散され、新しく召集された議会の両院合同会議で審議・決定する。可決には3分の2以上の賛成が必要とされる（憲法第30条第1項）。国王が継承者なしに死去し又は退位した場合には、議会在解散して召集された議会在4か月以内に次期国王を指名する（同第2項）。

2 王族の範囲

(1) 王族の定義

法律で規定される王室（het Koninklijk Huis）の構成員とオランダ王室が使用している王族（de Koninklijke Familie）の概念がある。王室は公法上の概念であるが、王族は民法上の親族の概念である。以下に述べるように王位継承権者は王室の構成員でない場合もある。これとは別に法律上、歳費の支給を受ける王族と支給を受けない王族が区別されている。

(i) 王室の構成員

王室の構成員は、憲法第39条の委任に基づき、2002年の王室構成員地位法⁽¹⁰²⁾で、①国王・女王、②国王・女王の二親等以内の王位継承権者、③国王・女王の推定継承者⁽¹⁰³⁾、④退位した国王・女王（第1条）、⑤①～④の配偶者（第2条第1項）、⑥この法律の施行時に1985年法⁽¹⁰⁴⁾に基づく王室の成人の構成員である王位継承権者及びその配偶者（第3条）、と規定されている。王室の構成員はオランダ国籍を有することが要件と明記されている（第6条）。

⑥は経過規定で、ベアトリクス女王の妹のマルフリーテ王女（Margriet, 1943-）が特別な役割で長年女王の職務の補佐を行ってきたことを理由に同王女とその夫、息子とその妻を王室の構成員に含めたものである⁽¹⁰⁵⁾。ただし、同王女の息子とその妻は現ウィレム・アレクサンダー国

⁽¹⁰⁰⁾ 1964年のイレーネ王女（Irene, 1939-）と2004年のフリーズ王子（Friso, 1968-2013）の結婚の際には政府が議会在に同意を求めず、1975年のクリ스티ナ王女（Christina, 1947-）と2005年のピーター＝クリスチャン王子（Pieter-Christiaan, 1972-）及びフロリス王子（Floris, 1975-）の結婚の際には本人が同意を求めなかった。イレーネ王女は、イタリアのボルボン＝パルマ旧公爵家のカルロス・ウゴ（Carlos Hugo de Borbón-Parma, 1930-2010）と婚約した。カルロス・ウゴがカトリックによる盛大な婚礼を要求し、また、カルロス主義の政治活動をしていたところから（後掲注⁽¹⁰⁶⁾参照）、オランダ政府は同意を拒否した。フリーズ王子については、政府は結婚する2人から審査過程において不完全かつ不正確な情報しか与えられなかったことを理由に議会在に同意を求めないとした（“HRH Prince Carlos Hugo: Obituaries claimant to the Spanish throne whose marriage caused a constitutional crisis in the Netherlands,” *Daily Telegraph*, 25 August 2010; “Royal wedding snubs Dutch throne,” *BBC News*, 24 April 2004. <<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/3655645.stm>>; Deirdre Carmody, “Teacher here to marry a Dutch princess,” *New York Times*, February 15, 1975; Jan-Kees Emmer, „Twee Oranjebroers in huwelijksbootje,” *De Telegraaf*, February 26, 2005）。

⁽¹⁰¹⁾ Tweede Kamer der Staten-Generaal, *Kamerstukken II*, 1979/80, 16034 (R 1138), Nr. 3, p.5; van der Pot, *op.cit.*⁽⁹¹⁾, pp.490-491.

⁽¹⁰²⁾ Wet lidmaatschap koninklijk huis, 12 juni 2002, *Stb.* 275.

⁽¹⁰³⁾ 推定継承者には国王・女王の長男・長女（王太子・王太女）も含まれる。

⁽¹⁰⁴⁾ 1985年10月30日法律（Wet van 30 oktober 1985, *Stb.* 578.）では、国王・女王、王位継承権者、退位した国王・女王及びこれらの者の配偶者が王室の構成員であった。

⁽¹⁰⁵⁾ Tweede Kamer der Staten-Generaal, *Kamerstukken II*, 2001/2002, 28 223, Nr. 3, pp.4-5.

王 (Willem-Alexander, 在位 2013-) の即位により国王から四親等となり王位継承権を失い、王室の構成員でなくなっている。

王室の構成員については、これらの者が国王の職務を補佐する可能性があることを根拠に政府が議会に対し責任を負っている。憲法上、継承権者の範囲は国王から三親等以内とされているのに対し、王室の構成員を 2002 年の法改正でそれまで単に王位継承権者とされていたのを国王から二親等以内の王位継承権者に限定した。その理由について、政府は、王室の構成員の地位の根拠は王位継承ではなく、国王の職務執行の補佐にあり、国王の職務の補佐は実際上一親等と二親等の王位継承権者及びその配偶者で十分であるからと説明している⁽¹⁰⁶⁾。

(ii) 王族

王族は国王と民法上の親族関係にある者であり、国王から五親等の者も含まれている。

現在の王族は、王室の構成員のほかに、議会の同意を得ずに結婚したイレーネ王女、クリスティナ王女⁽¹⁰⁷⁾、故フリーゾ王子のメイベル妃 (Mabel, 1968-)、ピーター＝クリスチャン王子夫妻及びフロリス王子夫妻、並びに現国王との関係が四親等であるために王位継承権を失ったマウリッツ王子 (Maurits, 1968-) 夫妻及びバーナード王子 (Bernhard, 1969-) 夫妻、並びに以上の者の子と孫、王位継承権を有するコンスタンティン王子 (Constantijn, 1969-) の 3 人の子である⁽¹⁰⁸⁾。

(2) 称号・敬称を与えられる王族

国王・女王、推定継承者⁽¹⁰⁹⁾に与えられるオラニエ公・女公 (Prins / Prinses van Oranje) (王室構成員地位法第 7 条) の称号のほかに、

- ① ネーデルランド王子・王女の称号は、推定継承者、退位した国王・女王に与えられ (第 8 条第 1 項)、王妃・王配、推定継承者の配偶者、国王・女王及び推定継承者の子には勅令⁽¹¹⁰⁾により与えることができる (同条第 2 項)。この称号は王室の構成員の地位に伴うものとされている⁽¹¹¹⁾。殿下の敬称も勅令で与えられる。
- ② オラニエ＝ナッサウ王子・王女の称号は、推定継承者、退位した国王・女王に与えられ (第 9 条第 1 項)、また、王室の構成員に勅令により与え (同条第 2 項)、王室の構成員の地位を失った者については属人的な称号として勅令により維持することができる (同条第 3 項)⁽¹¹²⁾。
- ③ 経過措置として、過去の勅令⁽¹¹³⁾で与えられたイレーネ王女とクリスティナ王女のネーデ

⁽¹⁰⁶⁾ *ibid.*, pp.2-4.

⁽¹⁰⁷⁾ 両王女とも離婚しているため夫は王族に含まれていない。

⁽¹⁰⁸⁾ „Koninklijke Familie.” Het Koninklijk Huis website (オランダ王室ウェブサイト) <<https://www.koninklijkhuis.nl/leden-koninklijk-huis/koninklijke-familie>>

⁽¹⁰⁹⁾ オランダには王太子・王太女という称号はない。

⁽¹¹⁰⁾ 例えば、ウィレム・アレクサンダー王太子とマクシマ王太子妃 (現王妃) (Máxima, 1971-) の結婚時の勅令 (Besluit van 25 januari 2002, *Stb.* 41.) により同妃とこの結婚から生まれる子にこれらの称号と殿下の敬称が与えられている。

⁽¹¹¹⁾ Tweede Kamer der Staten-Generaal, *op.cit.*⁽¹⁰⁰⁾, p.6.

⁽¹¹²⁾ フリーゾ王子は 2004 年に議会の同意を得ずに結婚したことで、王室の構成員の地位とネーデルランド王子の称号を失ったが、オラニエ＝ナッサウ王子の称号と殿下の敬称が属人的なものとして勅令により維持され、父母の姓を合成した「ファン・オラニエ＝ナッサウ・ファン・アムスベルク」という姓が決められた (Besluit van 19 maart 2004, *Stb.* 126.)。

⁽¹¹³⁾ Besluit van 26 October 1937 betreffende den naam, te dragen door de kinderen van Hare Koninklijke Hoogheid Prinses Juliana, *Stb.* 5; Besluit van 2 Januari 1967 houdende voorzieningen in verband met het huwelijk van H.K.H. Prinses Margriet en Pieter van Vollenhoven, *Stb.* 1.

ルランド王女の称号及びマルフリーテ王女の子のオラニエ＝ナッサウ王子の称号は維持される(第10条)。当該勅令でマルフリーテ王女の子には殿下(Hoogheid(英語ではHighness))の敬称が与えられている。

上記に掲げる以外、男性王族の配偶者には結婚により称号と敬称は与えられないが、ネーデルランド王子殿下の妃がネーデルランド王女殿下のように、夫の称号・敬称に見合った称号(儀礼的称号)・敬称を使用することが許されている⁽¹¹⁴⁾。

(3) 歳費の支給を受ける王族

歳費は、王室財政規則法⁽¹¹⁵⁾により国王・女王とその配偶者、18歳以上の推定継承者とその配偶者、退位した国王・女王とその配偶者に支給されている。歳費は俸給相当分と人件費・物件費相当分から成っている(第1条第1項)。現在は推定継承者は未成年であり、国王、王妃、ベアトリクス前女王の3人が受けるのみで、他の王族は国から歳費を受けておらず⁽¹¹⁶⁾、職業を持っている。例えば、国王の弟のコンスタンティン王子はEU、ランド研究所等に勤務し、マルフリーテ王女の夫ピーター・ファン・フォレンホーフエン氏(Pieter van Vollenhoven, 1939-)は公共土木施設のリスクマネジメントの専門家で大学教授、その長男のマウリッツ王子はコンサルティング会社を共同経営している⁽¹¹⁷⁾。

(4) 既婚の王女の地位

王室の構成員である王女は、議会の同意を得て結婚した場合にはその地位を維持する。マルフリーテ王女は王位継承権者で王室の構成員であり、公務を行っている⁽¹¹⁸⁾。その夫は称号・敬称を与えられていないが王室の構成員であり、公務を行い、その子は称号・敬称が与えられているが、現在は王位継承権はなく、王室の構成員でない。

IV スペイン

1 王位継承制度

(1) 王朝の系譜

現王朝ボルボン朝は、1700年に子のいないカルロス2世国王(Carlos II, 在位1665-1700)の死去によりアブスブルゴ朝(1516-1700)が断絶し、後述するその当時の王位継承規則により王位を継承したフランス王家ブルボン家のフェリペ5世(Felipe V, 在位1700-1724.1, 1724.6-1746)を始

⁽¹¹⁴⁾ „Titels leden Koninklijke Familie.” Het Koninklijk Huis website <<https://www.koninklijkhuis.nl/onderwerpen/titels-aanspreektitels-en-beschermheerschappen/koninklijke-familie>>

⁽¹¹⁵⁾ Wet financieel statuut van het Koninklijk Huis van 22 november 1972 en van 2 juli 1980, *Stb.* 1972, nr. 701 en 1980 nr. 380.

⁽¹¹⁶⁾ „Welke leden van het Koninklijk Huis ontvangen een uitkering?” Het Koninklijk Huis website <<https://www.koninklijkhuis.nl/onderwerpen/financien-koninklijk-huis/vraag-en-antwoord/welke-leden-van-het-koninklijk-huis-ontvangen-een-uitkering>>

⁽¹¹⁷⁾ „Koninklijke Familie,” *op.cit.*⁽¹⁰⁸⁾

⁽¹¹⁸⁾ 「2016年王室の活動概観」によると、各王族の公務の件数を積み上げた延べ件数は300件余であり、国王夫妻がそれぞれ100件ほど、ベアトリクス前女王が40件ほど、マルフリーテ王女夫妻が併せて40件ほどを行っている(„Overzicht werkzaamheden Koninklijk Huis 2016.” Koninklijk Huis website <<https://magazines.koninklijkhuis.nl/jaaroverzicht/2016/01/overzicht-werkzaamheden-koninklijk-huis-2016>>)。

祖とする⁽¹¹⁹⁾。以後、フランス皇帝ナポレオン (Napoléon I^{er}, 在位 1804-1814, 1815) の兄ジョゼフ・ボナパルトであるホセ 1 世国王 (José I, 在位 1808-1813) の統治、9 月革命後の臨時政府 (1868-1871)、イタリアのサヴォイア家のアマデオ 1 世国王 (Amadeo I, 在位 1870-1873) の統治 (1871-1873)、第一共和政 (1873-1874)、第二共和政 (1931-1939)、フランコ体制 (1939-1975)⁽¹²⁰⁾ と中断があったが、その子孫が王位を継承している。

(2) 王位継承法

(i) 1978 年憲法までの変遷

1469 年のスペイン王国成立前の各君主国においては、10 世紀以降、選挙に代わり世襲による王位継承が行われ、カスティーリャ王国 (1035-1715) とレオン王国 (901-1252) においては 13 世紀中ごろの継承規則で、王位は、君主の正規の結婚から生まれた長男、君主に息子がいない場合には長女、直系の子孫がいない場合には国王の弟又は傍系の子孫が、代襲制により継承すると定められ、男子優先長子継承制が採用されていた⁽¹²¹⁾。この規則はスペイン継承戦争後の 1713 年に新たな継承規則⁽¹²²⁾が制定されるまで存続した。

1713 年の継承規則では、ボルボン朝初代国王フェリペ 5 世の男系子孫が王位を継承し、男系男子がいなくなった場合に最後の男系男子の君主の長女が継承し、その後は長女の男系子孫の男子が継承すると規定し、男系・女系長子継承制が採用された⁽¹²³⁾。だが、この継承規則は 1789 年国事詔書⁽¹²⁴⁾により廃止され、13 世紀の継承規則に復帰することが規定された。ただし、その時点では公布は見合わされ、その後、1830 年に公布され 1833 年に発効した⁽¹²⁵⁾。1812 年憲法以降、現行の 1978 年憲法までの諸憲法には 1789 年の国事詔書の継承規則が引き継がれている⁽¹²⁶⁾。

(ii) 1978 年憲法

現行憲法では、王位継承は、長系、同じ系統においてはより近親者、同じ親等では女子より男子、及び同じ性別では年長者を優先する長子継承制と代襲制の通常順序に従うと規定され

⁽¹¹⁹⁾ フェリペ 5 世国王からアブスブルグ朝 (スペイン・ハプスブルク朝。1516-1700)、カスティーリャ王国 (1035-1715) とレオン王国 (910-1252) の各王朝を経てアストゥリアス王国 (718-925) の 3 代目王アルフォンソ 1 世 (Alfonso I, 在位 739-757) まで、アラゴン王国 (1035-1715) の各王朝を経てナヴァラ王国 (824-1620) の 9 世紀の初代王イニゴ・アリスタ (Iñigo Arista) まで、それぞれ血縁関係を遡ることができる。現王朝はこれらの各王朝と血縁関係がある。

⁽¹²⁰⁾ フランコ総統 (Francisco Franco) は、1947 年国家元首継承法 (Ley de Sucesión a la Jefatura del Estado) で、スペインを王制とすることを宣言し (第 1 条)、自身を国家元首である終身摂政とした。同総統は 1969 年 7 月にファン・カルロス・デ・ボルボン (即位してファン・カルロス 1 世 (Juan Carlos I, 在位 1975-2014)) を自身の後継の国王に指名し (Ley 62/1969, de 22 de julio, por la que se provee lo concerniente a la sucesión en la Jefatura del Estado)、ファン・カルロス 1 世はフランコ総統の死後 1975 年 11 月に即位した。しかし、そのときボルボン朝で継承された王権はアルフォンソ 13 世 (Alfonso XIII, 在位 1886-1931) から亡命中に継承したファン・カルロス 1 世の父ファン・デ・ボルボン (Juan de Borbón, 1913-1993) のもとにあった。そこで 1977 年 5 月に父から子に権利を譲る式が行われた (Oscar Alzaga Villaamil, dig., *Comentarios a la Constitución Española de 1978*, Tomo 5, Madrid: EDERSA, 1997, pág. 87)。

⁽¹²¹⁾ この継承規則は 13 世紀にカスティーリャ王国で編纂された法令集 (Las Siete Partidas) 第 2 編第 15 章第 2 節に掲載されている。アラゴン国には成文法はなかったが、ナヴァラ国で 13 世紀に慣習法を編纂した法令集 (El Fuero General de Navarra) にも同趣旨の規定がある (Consejo de Estado, *Informe sobre modificaciones de la Constitución Española*, 2006, págs. 21-22)。

⁽¹²²⁾ Auto Acordado del 10 de mayo de 1713

⁽¹²³⁾ Consejo de Estado, *op.cit.*(121), pág. 23.

⁽¹²⁴⁾ Pragmática Sanción de 1789

ている（第57条第1項第2文）。通常の順序（el orden regular）とは13世紀の継承規則で規定された継承順序を意味している⁽¹²⁷⁾。

同じ親等においては女子より男子を優先している点について、2005年に政府は、男女平等は、公的分野においても私的分野においても、普遍的に認められた原則であり、かつ、スペインの法令の基本原則であるとして、男子優先の王位継承制度の廃止を必要と考え、諮問機関である国務院（Consejo de Estado）に検討を求めた。国務院は2006年2月に政府に当時のフェリペ王子（現フェリペ6世国王）の権利に配慮した改正条文案を答申した⁽¹²⁸⁾。しかし、その後、憲法改正は行われず、現在に至っている。

（iii）王位継承権者

憲法には「スペイン王位は、歴史的王朝の正統な継承者であるファン・カルロス1世・デ・ボルボン陛下の継承者に世襲される。」（第57条第1項第1文）とあり、王位継承権者の範囲が示されていない。王位継承権者の範囲について、学説上、①ファン・カルロス1世国王の子孫と傍系血族とする説、②ファン・カルロス1世国王の子孫とする説、③ファン・カルロス1世国王の子孫と過去に「歴史的王朝」⁽¹²⁹⁾の一員であった王位継承権を持っていた人の子孫とする説がある⁽¹³⁰⁾（図5参照）。①の説については、傍系を際限なく辿って行くことが可能ならば、「全ての系統が途絶える」という次に述べる第57条第3項の事態は想定されなくなる⁽¹³¹⁾。

王位継承権者が国王及び議会の明示的な禁止⁽¹³²⁾に反して結婚した場合には、その子孫とともに王位継承から排除される（第57条第4項）。

(125) フェルナンド7世国王（Fernando VII, 在位 1808, 1813-1833）には男子がおらず、1789年の国事詔書により1833年に3歳のイサベル2世女王（Isabel II, 在位 1833-1868）が即位したが、法改正がなければ王位を継承していたフェルナンド7世国王の弟カルロス王子（Carlos María Isidro de Borbón, 1788-1855）がスペイン社会内の伝統主義者の支持を得て反乱を起こし、7年に及ぶ内乱となった（カルリスタ戦争）。カルロス王子とその子孫は1834年10月27日の勅令（議会承認は3年後）により王位継承から排除された。だが、その後もカルロス王子の男系子孫を王位請求者とし、1936年に男系子孫断絶後はカルロス王子の姉の子孫であるボルボン＝パルマ公爵家の当主を摂政とする派などに分かれて、王位請求を求めるカルロス主義の政治運動が継続された（«Carlos María Isidro de Borbón y Borbón-Parma infante de España». Museo del Prado website（プラド美術館ウェブサイト）<<https://www.museodelprado.es/coleccion/obra-de-arte/carlos-maria-isidro-de-borbon-y-borbon-parma/cb612fb5-f19a-44d1-8e6e-de2b20f8d466>>; Robert E. Wilson, “The Claim of Carlos Hugo de Bourbon-Parma to the Spanish Throne,” *Background*, Vol.8 No.3, November, 1964, pp.187-193）。

(126) Consejo de Estado, *op.cit.*(121), pág. 24. フランコ体制下の1947年国家元首継承法では、女系の男子への継承を認めるが、女子への継承を認めていなかった（第11条）。

(127) *ibid.*, pág. 22.

(128) *ibid.*, págs. 18-39.

(129) 「歴史的王朝」とは1868年までの王朝と1874年から1931年までの王朝を指すと解釈されている。スペインで正統でないといみなされているホセ1世の統治と王位を継承しないで一代で終わったアマデオ1世の統治は除かれると解釈されている（Villaamil, *dig.*, *op.cit.*(120), págs. 136-137）。

(130) *ibid.*, págs. 135-139. ③の説は具体的にはファン・カルロス1世国王の子孫に加え、1931年までの王朝で有効であった1879年憲法の規定に従い、1978年以前に王位継承権を放棄した者を除いた、アルフォンソ13世国王の姉、アルフォンソ12世国王（Alfonso XII, 在位 1874-1885）の姉妹、イサベラ2世女王の妹、フェルナンド7世国王の弟の子孫とする。

(131) *ibid.*, págs. 135-136.

(132) 結婚をする王位継承権者が国王に結婚の予定を通知し、国王が必要とみなす場合に首相の副署を得て禁止の発議をし、議会に通知し、議会が禁止を採択することが想定されている（*ibid.*, págs. 155-156）。

(iv) 王位継承権者がなくなった場合の手続

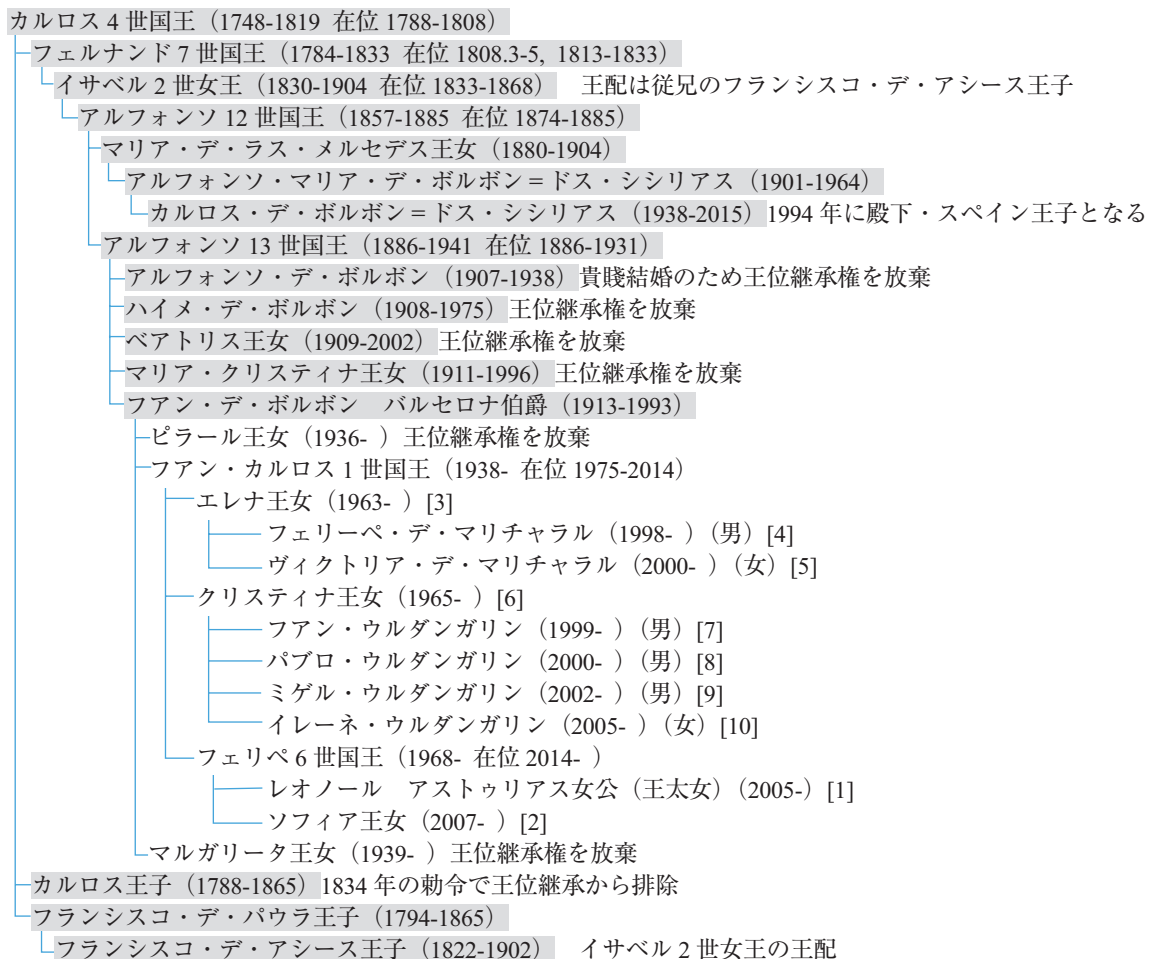
憲法には「法律で指定する全ての系統が途絶えた場合には、議会は、スペインの利益にとって最も適った方式により王位の継承について解決する。」と規定されている（第57条第3項）。上記③の説を採る憲法学者らは、この場合には、全く無縁の新しい国王を選ぶのではなく、「歴史的王朝」を前提とした上で、王位継承権を放棄した者の子孫も含めた中から、継承規則の近親性と代襲制の原則に従って、最後の国王との近さにより継承者を決定すべきであると論じている⁽¹³³⁾。

2 王族の範囲

(1) 王族の定義

王族民事登録簿令⁽¹³⁴⁾により王族民事登録簿にその出生、婚姻、死亡その他の事項が記載される狭義の王族 (la Familia Real)⁽¹³⁵⁾と、王族及び摂政の称号、敬称及び勲章制度に関する勅令⁽¹³⁶⁾により称号、敬称を保有する広義の王族 (la Real Familie) 又は国王の家族 (Familia del Rey) の概念がある。

図5 現在のスペイン王族



(注) ■ は故人、[]は王位継承順位、配偶者を除く。

(出典) *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016; «Árbol genealógico de la Familia Real». Casa de Su Majestad el Rey website (スペイン王室ウェブサイト) <<https://web.archive.org/web/20091229034125/http://www.casareal.es:80/familia/arb-ol-ides-idweb.html>>; «La Familia Real». El Mundo website <<http://www.elmundo.es/elmundo/2007/graficos/abril/s4/arb-ol.html>> 等を基に筆者作成。

(133) *ibid.*, págs. 139-140.

狭義の王族は、国王、王妃、国王の一親等の直系尊属、国王の直系卑属及び王位継承者（王太子）で構成される（王族民事登録令第1条）。ただし、実務上は、王太子妃、国王の子の配偶者も王族に含まれている⁽¹³⁷⁾。王位継承者はフアン・カルロス1世国王の子孫という上記②説を採った場合には、現在は全て以下に述べる広義の王族に含まれている。

(2) 称号・敬称を与えられる王族（広義の王族又は国王の家族）

称号・敬称を保有する広義の王族又は国王の家族は、国王・女王（上記勅令第1条第1項）、王妃（同条第2項）、王配（同条第3項）、王位継承者（王太子・王太女）（第2条）⁽¹³⁸⁾、王位継承者の配偶者（同条）以外に以下の称号・敬称を与えられる者から成る。

- ① 王位継承者以外の国王の子と王位継承者の子は、スペイン王子（Infante de España）・スペイン王女（Infanta de España）の称号と殿下（Alteza Real（英語では Royal Highness））の敬称を与えられる。これらのスペイン王子・王女の配偶者は国王が与える敬称を保有する（同条第3条第1項）。
- ② スペイン王子・王女の子は、スペイン大公（de Grandes de España）の称号と閣下の敬称を与えられる（同令第4条）。
- ③ 例外的な事情がある場合に国王がふさわしいとみなす者に王子の称号と殿下（Alteza（英語では Highness））の敬称を与えることができる（同第3条第2項）⁽¹³⁹⁾。
- ④ 経過規定で、a. フアン・カルロス1世国王の父母にバルセロナ伯爵の称号と殿下の敬称、b. フアン・カルロス1世国王の姉と妹にスペイン王女の称号と殿下の敬称、c. フアン・カルロス1世国王の家族に従前どおりの称号⁽¹⁴⁰⁾と殿下の敬称、d. 退位したフアン・カルロス1世国王とソフィア王妃（Sofia, 1938- ）に従前どおりの国王・王妃の称号と陛下の敬称の使用

⁽¹³⁴⁾ Real Decreto 2917/1981, de 27 de noviembre, sobre Registro Civil de la Familia Real, *BOE*, núm. 297, 12 de diciembre de 1981, pág. 29061.

⁽¹³⁵⁾ Villaamil, dig., *op.cit.*(120), pág. 126.

⁽¹³⁶⁾ Real Decreto 1368/1987, de 6 de noviembre, sobre Régimen de títulos, tratamientos y honores de la Familia Real y de los Regentes, *BOE*, núm. 271, 12 de noviembre de 1987, pág. 33717; Real Decreto 470/2014, de 13 de junio, por el que se modifica el Real Decreto 1368/1987, *BOE*, núm. 149, 19 de junio de 2014, pág. 46399.

⁽¹³⁷⁾ フアン・カルロス1世国王在位時代の王室のウェブサイトでは同国王の長女のエレナ王女（Elena, 1963- ）の夫ハイメ・デ・マリチャラル氏（Jaime de Marichalar, 1963- ）と次女のクリスティナ王女（Cristina, 1965- ）の夫イニャキ・ウルダンガリン氏（Iñaki Urdangarin, 1968- ）が狭義の王族として掲載されていた（«La familia Real». Casa de su Majestad el Rey website <<https://web.archive.org/web/20091229012314/http://www.casareal.es:80/familia/index-ides-idweb.html>>）。ただし、理論上は狭義の王族ではなく、広義の王族に当たるとするものもある（«La Familia Real. Familia del Rey. Compasión. Registro Civil de la Familia. Certificaciones». Protocolo.org website <https://www.protocolo.org/ceremonial/nobiliario/la_familia_real_familia_del_rey_composicion_registro_civil_de_la_familia_certificaciones.html>）。

⁽¹³⁸⁾ スペインには王太子・王太女という称号はなく、王位継承者にはアストゥリアス公・女公の称号が与えられる。現国王フェリペ6世（Felipe VI, 在位 2014- ）の子は王女2人のため長女のレオノール王女（Leonor, 2005- ）が、2014年6月19日同国王の即位により王位継承者となり、アストゥリアス女公の称号が与えられている（憲法第57条第2項）（«Leonor de Borbón y Ortiz, Princesa de Asturias», *La República*, 18 de Junio de 2014. <<http://www.larepublica.cc/blog/gente/2014/06/18/leonor-borbon-ortiz-princesa-asturias/>>）。ただし、今後、国王夫妻に男子が生まれた場合には、その王子がアストゥリアス公となり、レオノール王女はアストゥリアス女公でなくなる。

⁽¹³⁹⁾ スペイン王朝の伝統に基づく制度である（Villaamil, dig., *op.cit.*(120), pág. 128）。この規定に基づき、1994年にカルロス・デ・ボルボン＝ドス・シシリアス（Carlos de Borbón-Dos Sicilias, 1938-2015）にスペイン王子の称号と勅令の規定に反して殿下（Alteza Real）の敬称が与えられた（Real Decreto 2412/1994, de 16 de diciembre, por el que se concede la Dignidad de Infante de España a don Carlos de Borbón-Dos Sicilias y Borbón-Parma, *BOE*, núm. 301, 17 de diciembre de 1994, pág. 37965）。カルロス・デ・ボルボン＝ドス・シシリアスは、フアン・カルロス1世国王の母方の従弟、アルフォンソ12世国王の女系の曾孫で、1734年から1860年までイタリアのナポリ王国とシチリア王国を統治したボルボーネ＝ドゥエ・シチリエ家の1994年当時の当主。

が認められている。

(2) 既婚の王女の地位

王女は結婚後も王族の地位を維持する。ファン・カルロス 1 世国王の長女のエレナ王女と次女のクリスティナ王女及び両王女の子は王位継承権を有し、ファン・カルロス 1 世国王在位中は狭義の王族であったが、フェリペ 6 世国王即位後は広義の王族となっている。スペインでは王族が外国の王公家又は自家以外の者と結婚（貴賤結婚）することを禁止する 1776 年カルロス 3 世国事詔書⁽¹⁴¹⁾があったが、1978 年憲法で廃止されたと解釈されており⁽¹⁴²⁾、両王女の夫はいずれも王公族ではない。エレナ王女の元夫は貴族で結婚後も金融機関に勤務し（2010 年に離婚）、クリスティナ王女の夫は平民で結婚後はビジネススクールの准教授などを務めている⁽¹⁴³⁾。いずれにも結婚時に閣下の敬称が与えられた⁽¹⁴⁴⁾。現在、エレナ王女は公務を行っているが、クリスティナ王女は 2011 年 11 月以降行っていない⁽¹⁴⁵⁾。

ファン・カルロス 1 世国王の姉のピラル王女（Pilar, 1936- ）と妹のマルガリータ王女（Margarita, 1939- ）は王位継承権を放棄しているが広義の王族である⁽¹⁴⁶⁾。

V モナコ

1 公位継承制度

(1) 公家の系譜

現グリマルディ家は、11-12 世紀のジェノヴァの執政官オットー・カネッラ（Otto Canella）を始祖とする家系で、モナコ統治との関係は 1297 年にフランソワ・グリマルディ（François Grimaldi, ?-1309）がモナコを占領したことに始まる。フランソワの父の従弟のレーニエ 1 世（Rainier I^{er}, 1267-1314）が後を継ぎ、以降、その領主・君主の地位は、中断もあったが、その子孫により継承されている⁽¹⁴⁷⁾。

⁽¹⁴⁰⁾ アルフォンソ 13 世国王が 1931 年に亡命する前に生まれていたファン・カルロス 1 世国王の 2 人の伯母がこの規定の適用を受けた。

⁽¹⁴¹⁾ Pragmática Sanción de Carlos III de 1776

⁽¹⁴²⁾ Villaamil, dig., *op.cit.*(120), pág. 138.

⁽¹⁴³⁾ «La familia Real». *op.cit.*(137)

⁽¹⁴⁴⁾ エレナ王女とクリスティナ王女には結婚の際に、それぞれルーゴ女公爵、マルマ・デ・マヨルカ女公爵の称号が与えられ（Real Decreto 323/1995, de 3 de marzo, por el que se concede, con carácter vitalicio, la facultad de usar el título de Duquesa de Lugo a Su Alteza Real la Infanta Doña Elena, *BOE*, núm. 54, 4 de marzo de 1995, pág. 7477; Real Decreto 1502/1997, de 26 de septiembre, por el que se concede, con carácter vitalicio, la facultad de usar el título de Duquesa de Palma de Mallorca a Su Alteza Real la Infanta Doña Cristina, *BOE*, núm. 232, 27 de septiembre de 1997, pág. 28331）、これにより夫はルーゴ公爵、マルマ・デ・マヨルカ公爵の称号を利用することができた。しかし、2015 年にクリスティナ王女は夫の共同経営する会社での公金流用スキャンダルで称号を剥奪され、夫はその称号を使用できなくなっている（Miquel Alberola, «El Rey revoca el título de dequesa de Palma a su hermana Critina», *El País*, 12 de junio de 2015. <https://politica.elpais.com/politica/2015/06/11/actualidad/1434055856_389038.html>）。

⁽¹⁴⁵⁾ «La nueva Familia Real española», *Hola.com*, 18 de junio de 2014. <http://www.hola.com/realeza/casa_espanola/2014061871742/cambios-familia-real/> なお、現在公務を行っているのは、フェリペ 6 世国王、レティシア王妃（Letizia, 1972- ）、退位したファン・カルロス 1 世国王とソフィア王妃、エレナ王女である（«Agenda Prevista». Casa de Su Majestad el Rey website <http://www.casareal.es/ES/Actividades/Paginas/actividades_agenda-prevista.aspx>）。

⁽¹⁴⁶⁾ マルガリータ王女の夫カルロス・スリタ氏（Carlos Zurita, 1943- ）は、勅令の規定に従えば広義の王族には該当しないが、同氏は閣下の敬称を与えられ、広義の王族であるとする新聞記事もある（«Los títulos de la familia del Rey», *El Mundo*, 12 junio, 2015. <<http://www.elmundo.es/espana/2015/06/12/557a389fe2704e92238b4588.html>>）。

なお、1731年⁽¹⁴⁸⁾と1949年⁽¹⁴⁹⁾の2度男系子孫が途絶え、女系による公位継承が行われているが、家名や紋章を維持する法令の規定により、グリマルディ家名や紋章は維持されている。

(2) 公位継承法

(i) 継承規則

1454年5月8日に死去したジャン1世の遺言書でその息子のカタラン (Catalan, 在位1454-1457) を継承者とし、その後は男系長子継承を原則とし、男子の子孫がいなくなった場合には、その子孫がグリマルディの家名と紋章を維持することを明示の条件として女子への継承を認める男系・女系長子継承制が定められた⁽¹⁵⁰⁾。

その後、1882年公族規約に関する勅令⁽¹⁵¹⁾で、公位は、歴代モナコ公の直系でかつ嫡出の子孫に継承され、現モナコ公に継承権を有する子孫又は親族がない場合には、公族以外の者を養子にすることができ、養子後に現モナコ公に嫡出子が生まれた場合には、公位継承で嫡出子が優先すると規定された (第1条、第2条第1項、第3項)。以後、継承規則は、上記の遺言書とこの公族規約の両者から成った。

(ii) 1910年代の継承の危機

アルベール1世公 (Albert I^{er}, 在位1889-1922) の一人息子のルイ公太子 (即位してルイ2世公 (Louis II, 在位1922-1949)) には、内縁関係にあった女性との間に生まれ、認知した女子シャルロットがいたが、婚外子であったため公位継承権はなく、ルイ公太子に次ぐ継承順位第2位は、ドイツ貴族と結婚したアルベール1世公の唯一の叔母の長男⁽¹⁵²⁾であった (図6参照)。

しかし、モナコ公位がドイツ人の手に渡ることは、ドイツに地中海海岸における足場と海港を提供することを意味し、モナコをその影響下に置いていたフランス政府の受け入れるところではなかったため⁽¹⁵³⁾、アルベール1世公は、1911年11月15日の勅令⁽¹⁵⁴⁾で認知を追認し、シャ

⁽¹⁴⁷⁾ Louda and Maclagan, *op.cit.*(2), pp.105-108; «Histoire de Monaco». Comité National des Traditions Monégasques website <<http://www.traditions-monaco.com/histoire-de-monaco-2>>

⁽¹⁴⁸⁾ 1731年に男系子孫が絶え即位した女性君主のルイーズ＝イポリット (Louise-Hippolyte, 在位1731.2-12) 大公女の夫トリニー伯爵ジャック・ド・ゴワイヨン・ド・マティニオン (即位してジャック1世 (Jacques I^{er}, 在位1731-1733)) は、自身の家名と紋章の代わりに、後述のジャン1世 (Jean I^{er}, 在位1395, 1419-1454) の遺言書に従い、グリマルディの家名と紋章を使用し、妻の死後、即位し2年で息子に譲位した (Léon Sentupéry, *L'europe politique*, Tome 2^{me}, Paris: Lecène-Oudin, 1895, p.305)。

⁽¹⁴⁹⁾ 1920年に後述するシャルロット公太女 (Charlotte, 1898-1977) はフランス貴族のピエール・ド・ポリニャック伯爵 (Pierre de Polignac, 1895-1964) と結婚したが、この結婚に際しては、同伯爵が自身とその子孫のために、グリマルディの家名を他の名前と合成しないで単独に使用し、他の紋章の一部を使用しないで同家の紋章の全体を使用し、同家のお仕着せを従僕に使用することを勅令 (Ordonnance du 18 mars 1920 relative au mariage de SAS la Duchesse de Valentinois, *Journal de Monaco*, 23 mars 1920) で定めた。

⁽¹⁵⁰⁾ Sentupéry, *op.cit.*(148), p.305.

⁽¹⁵¹⁾ Ordonnance du 15 mai 1882 edictant les statuts de la Famille Souveraine, Felix Stoerk, *Nouveau recueil general traités autres actes relatifs aux rapports de droit international*, deuxième série, Tome 13, Goettingue: Librairie Dieterich, 1888, p.694.

⁽¹⁵²⁾ フロレスティーネ公女 (Florestine, 1833-1897) とヴェルテンベルク王家の王子の貴賤結婚から生まれ、ウラッハ公爵の称号を与えられたヴィルヘルム (Wilhelm von Urach, 1810-1869) との間の長男ヴィルヘルム・カール (Wilhelm Karl von Urach, 1864-1928)。

⁽¹⁵³⁾ “Prince of Monaco now foe of Kaiser,” *Washington Post*, October 7, 1914. 1918年7月17日に締結されたモナコとフランスとの間の友好保護条約 (Traité fixant les rapports de la France avec la Principauté de Monaco, signé à Paris le 17 juillet 1918) でモナコ公位はフランス人又はモナコ人のみが継承すると規定された (第2条)。

ルロットを公族とし、ルイ公太子が嫡出子のいないまま死去した場合にはシャルロットが公位を継承することを定めた。さらに1919年5月16日の勅令⁽¹⁵⁵⁾でシャルロットにヴァランティノワ女公爵の称号を与え、ルイ公太子の養子にした⁽¹⁵⁶⁾。

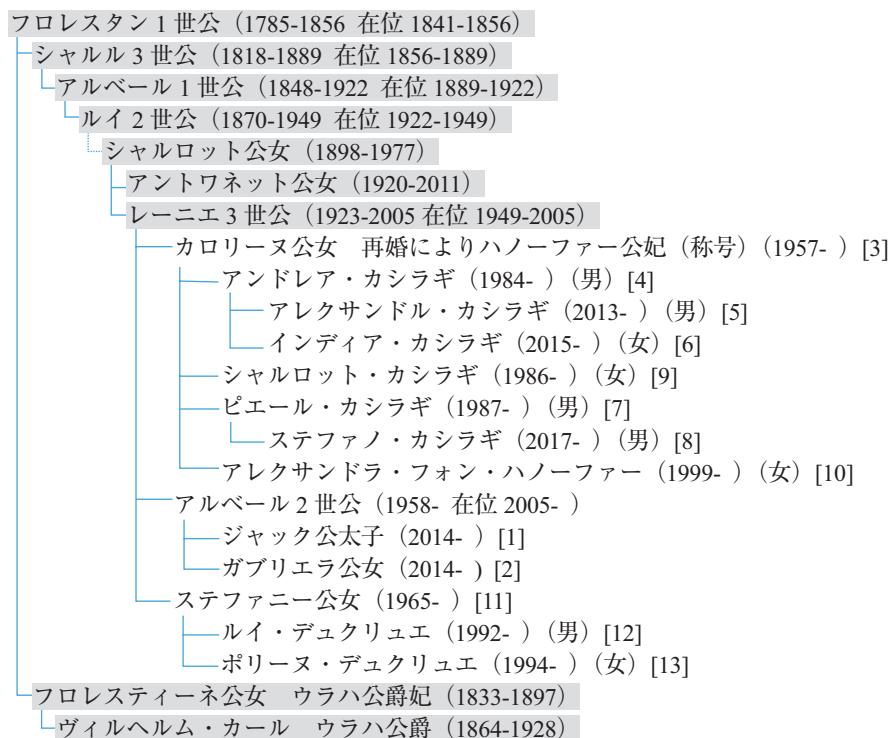
1922年にルイ公太子の即位によりシャルロット女公爵は公太女となり⁽¹⁵⁷⁾、その後1944年に公太女の称号と権利を長男レーニエ公子(即位してレーニエ3世公(Rainier III, 在位1949-2005))に譲っている⁽¹⁵⁸⁾。

(iii) 2002年憲法改正

1962年憲法⁽¹⁵⁹⁾には、「公位の継承は、死去又は退位により開始され、現モナコ公の直系であり、かつ、嫡出である子孫に長子継承の順序により同一の親等では男子を優先して行われる。」(第10条第1項)という新たな規定が置かれ、男子優先長子継承制に移行した。

この規定によれば、レーニエ3世公が死去し、アルベール公太子(即位してアルベール2世公(Albert II, 在位2005-))が即位すると、アルベール公太子の姉と妹の継承権が失われ、アルベール公太子に子が生まれるか養子をとらない限り⁽¹⁶⁰⁾、空位になるおそれがあった。そこで、2002年4月2日に憲法⁽¹⁶¹⁾を改正し、現モナコ公に子孫がない場合には現モナコ公の兄弟姉妹及びその子孫が継承すると規定した(第10条第2項)。

図6 現在のモナコ公族



(注) ■ は故人、[]は公位継承順位、配偶者を除く。
 (出典) *Almanach de Gotha*, vol.1, 195th ed. (Kindle edition), London: Almanach de Gotha, 2016; “H.S.H. Prince Albert II.” Palais Princier de Monaco website (モナコ公室公式サイト) <<http://www.palais.mc/en/princely-family/h-s-h-prince-albert-ii/biography-1-5.html>> 等を基に筆者作成。

(154) Ordonnance du 15 novembre 1911 a conféré le titre de Mademoiselle de Valentinois, *Journal de Monaco*, 21 novembre 1911.
 (155) Ordonnance Souveraine du 16 mai 1919 conférant à Mademoiselle de Valentinois le titre de Duchesse de Valentinois, *Journal de Monaco*, 20 mai 1919.

(iv) 公位継承権者

公位継承権者は、前述のように現モナコ公及びその子孫並びに現モナコ公の兄弟姉妹及びその子孫である。

なお、公族が現モナコ公の同意なく結婚した場合には、その者とその子孫は公位の継承順席から排除される（2015年公族規約に関する勅令⁽¹⁶²⁾第24条第1項）。ただし、離婚しかつその結婚からの子がいない場合には、離婚が確定した日までに継承が行われていなければ、従前の順位に復活する（第24条第2項）。

(v) 公位継承権者がなくなった場合の手續

公位継承権者がなくなった場合には、2002年の憲法改正前には養子又はその子孫を継承者とする規定があったが（旧第10条第2項）、2002年改正でこの規定は削除され、枢密院（Conseil de la Couronne）が摂政院（Conseil de régence）の助言に基づき継承する傍系の親族を指名すると改められた（第10条第4項）。

2 公族の範囲

(1) 公族の定義

公族（la Famille Souveraine）は、モナコ公とその配偶者並びに全ての公位継承権者とその配偶者で三親等以内の親族と定義されている（2015年公族規約に関する勅令第20条）。公族には、身分関係等については公族規約が一般の法律に優先して適用される（第21条から第31条まで）。

公位継承権者の全てが公族でなく、公族の全てに称号・敬称が与えられるわけではない。

(2) 称号・敬称を与えられる公族

法令の規定はないが、モナコ公・公女（Prince / Princesse de Monaco⁽¹⁶³⁾）、公妃、公太子・公太女（Prince / Princesse héréditaire de Monaco）、公太子妃、公太女の夫（モナコ公子（Prince de Monaco）の称号を与えられる。）以外に、モナコ公・公女、公太子・公太女及びモナコ公子の子にはモナコ公子・公女の称号⁽¹⁶⁴⁾、モナコ公子の妃にはモナコ公女の称号が与えられる。以上の公族には、いずれも殿下（Altesse Sérénissime（英語では Serene Highness））の敬称が与えられる。

(156) 1918年10月30日の勅令で公太子もモナコ公の同意を得て養子を取ることができるよう1882年公族規約を改正した。

(157) *Journal de Monaco*, 1 août 1922.

(158) *Journal de Monaco*, 22 juin 1944.

(159) *Constitution de la Principauté du 17 décembre 1962*

(160) アルベール公太子には2人の女性との間に女子と男子の婚外子がいたが、憲法の規定により公位継承権はなかった（“Prince Albert of Monaco’s third child announced as heir, 22 years after his first child was born,” *Sydney Morning Herald*, December 11, 2014. <<http://www.smh.com.au/lifestyle/celebrity/prince-albert-of-monacos-third-child-announced-as-heir-22-years-after-his-first-child-was-born-20141210-124s0m.html>>）。

(161) Loi n° 1.249 du 2 avril 2002 portant révision de la Constitution du 17 décembre 1962, *Journal de Monaco*, 5 avril 2002.

(162) Ordonnance n° 5.344 portant statuts de la Famille Souveraine, *Journal de Monaco*, 5 juin 2015.

(163) モナコ公・公妃とモナコ公子・公女の称号は同一なので、例えば、モナコ公の場合は、Prince souverain と君主を意味する souverain を付けて区別されることがある。

(164) 公族を現モナコ公から三親等以内に限っている関係で、どの範囲の公子の子にモナコ公子・公女の称号が与えられるか前例がなく明らかでない。歴史的にはモナコ公の次男ジョゼフ公子（Prince Joseph, 1763-1816）の子に公女の称号が与えられた例がある。

(3) 既婚の公女の地位

公女は結婚後も公族の地位を維持する。アルベール 2 世公の姉カロリーヌ公女 (Caroline, 1957-) は 2 度は平民と現在は旧王公族と結婚し、妹のステファニー公女 (Stéphanie, 1965-) は 2 度平民と結婚し離婚したが、結婚後も公族として公務を行っている⁽¹⁶⁵⁾。両公女の夫と子とその配偶者にはモナコ公室から称号・敬称は与えられていないが、公族である。子と孫は公位継承権を有するが、孫はモナコ公から四親等であり公族ではない。

おわりに

本稿で取り上げた英国、デンマーク、オランダ、スペイン、モナコでは、いずれも女系による王公位継承が行われたことがある。20 世紀半ばまで、女系継承における大きな問題は、子は父の家に属するとされるため、女性君主の子の代になると、王公家が父の家に交替してしまうことであった。そのために、英国では実際に王家の家名を変更し、男系・女系長子継承制を採っていたオランダでは王家であるオラニエ＝ナッサウ家の統治をできるだけ長く存続させるため、可能な限り男系子孫に継承させる不安定な継承規則を採用し、モナコでは女性君主の夫が自身の家名や紋章等を放棄することを法令で定めた。

しかし、20 世紀後半になり、女性君主が続いたオランダでは女王の子が君主となっても憲法上、王家が変わることなく、オラニエ＝ナッサウ家の統治が継続するよう憲法が改正された。すでに女性君主の孫の代になっているルクセンブルク⁽¹⁶⁶⁾、現在、女王が在位している英国、デンマークでは、王族個人としての姓に母の姓である現王家の姓と夫の姓の結合姓を使用させることはあっても、女性君主の子の代になって現王公家の家名を変えることはないように見受けられる。このように女系での継承に伴う王公家の交替の問題に対する対応が変わってきた理由としては、第二次世界大戦中に苦難を共にし、戦後民主化が一層進行したことにより王公家と国民との関係がより密接になり、女系での継承が行われても現王公家の統治が継続しているという国民意識を尊重する必要が生じてきたことや、王公家同士の対等婚が行われなくなり、女性君主の結婚相手が外国の王公族でなくなってきたことなどがあると推測されるが、その解明は本稿の扱う範囲を超えており、今後の研究を待ちたい。

(やまだ としゆき)

⁽¹⁶⁵⁾ “H.S.H. Prince Albert II.” Palais Princier de Monaco website <<http://www.palais.mc/en/princely-family/h-s-h-prince-albert-ii/biography-1-5.html>> 公務は他にアルベール 2 世公、シャルレーヌ公妃 (Charlène, 1978-) により行われている。

⁽¹⁶⁶⁾ 山田 前掲注(1), p.19.